

大崎広域新斎場整備基本計画 (東部エリア)

令和3年 3月

大崎地域広域行政事務組合

目次

第1章 基本方針	- 1 -
1-1 計画策定の背景	- 1 -
1-2 基本計画策定の目的	- 1 -
1-3 大崎広域圏内斎場の将来像	- 1 -
第2章 既存施設および火葬等の現況	- 3 -
2-1 既存施設の概要	- 3 -
2-2 火葬等の現況	- 4 -
2-3 施設運営管理方法の実態	- 5 -
2-4 各地区における葬送行事の特性	- 6 -
第3章 新施設の火葬炉数規模	- 7 -
3-1 大崎広域圏内斎場の将来像	- 7 -
3-2 将来需要予測の前提条件	- 8 -
3-3 必要炉数算定の前提条件	- 8 -
3-4 必要炉数の算定	- 9 -
第4章 新斎場施設の建物規模	- 28 -
4-1 新施設の構成と規模	- 28 -
4-2 施設レイアウト（参考図）	- 30 -
第5章 新斎場施設の駐車場規模	- 34 -
5-1 駐車場規模算定の前提条件	- 34 -
5-2 駐車場規模の算定	- 35 -
第6章 新斎場建設計画地の条件整理	- 39 -
6-1 建設候補地の比較検討	- 39 -
6-2 適正面積の設定	- 43 -
6-3 立地条件の整理	- 44 -
第7章 新斎場施設の土地利用計画	- 48 -
7-1 概略造成計画・土地利用計画（案）	- 48 -
7-2 接続道路の検討	- 49 -
第8章 事業工程	- 56 -

第1章 基本方針

1-1 計画策定の背景

大崎地域広域行政事務組合(以下「組合」という。)は、平成17年4月の組合統合と同時に斎場使用料を統一し、旧市町・旧組合管内の5斎場を移管された。各斎場は建築年度の違いなどにより、建物や設備に起因するそれぞれの課題を抱えて現在に至っている。

特に、老朽化した施設は維持管理費の増加、ばい煙の除去等の環境問題、駐車場の狭隘や待合室の不足などの施設利用上の問題、火葬炉の処理能力による設備上の問題がある。

組合では、これら課題解決を図り利用者の利便性向上と斎場経営の効率化を進めるため、平成23年度に斎場整備基本構想を策定し、古川斎場・松山斎場・涌谷斎場を東部エリア、加美斎場・玉造斎場を西部エリアとすると共に整備年次計画の概要を示した。さらに平成24年度に基本計画、平成27年度に施設整備を進めるための建設候補地選定を行い、基本構想で示されている将来における斎場施設の姿や現在の施設が抱えている課題の解決策、良好な維持管理と運営方法の方針も含めた将来の施設の整備に向けた東部エリアの基本計画を策定するものである。

1-2 基本計画策定の目的

基本構想や基本計画さらには将来の圏域人口を基に、施設整備に向けて必要な、既存施設および火葬等の現況の取り纏め、新施設の構成と規模の算定、事業手法の検討、建設・維持管理費用の整理、整備工程表の作成、その他必要なものとして関係法令の整理、用地の条件整理、並びに近年の建設事例の比較・検討を行い、次世代型の施設整備に資することを目的とする。

1-3 大崎広域圏内斎場の将来像

1-3-1 施設の理念

基本構想の理念にある、『厳かで安らぎ』の感じられる、『利用しやすく周辺環境と調和』した施設とする。合わせて、遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い、しかし、華美すぎない施設とする。

1-3-2 施設の整備

基本構想を踏まえ、次のとおり施設の整備に取り組むものとする。

(1) 将来の施設構成

大崎広域管内は1,523㎢と広大な面積を有しており、人口密度や道路事情を踏まえ施設位置を決定する。

天災等での施設機能喪失を考慮し、複数箇所に分散が必要である。管内の地理的状況を踏まえ、基本的には古川斎場・松山斎場・涌谷斎場を東部エリア、加美斎場・玉造斎場を西部エリアとし、先行して東部エリアに大崎広域新斎場(以下「新斎場」という。)を整備す

る。さらに、新斎場建設後の令和 10 年度を目途に圏域人口や利用状況を踏まえ全体の計画を見直すこととする。

(2) 施設位置の考え方

既存の施設、山間地等の地形にとらわれることなく地理的要因、中でも台風による洪水被害や近年頻発するゲリラ豪雨による浸水や冠水被害等への配慮、道路事情および人口密度、周辺の環境などを考慮して選定する。

用地は更新時等を考慮した面積を確保するとともに、駐車場の十分なスペース確保と周辺環境との調和を図った緩衝緑地帯などを含めて面積を確保する。

(3) 既存施設の改廃時期

① 東部エリア

東部エリアは古川および松山斎場を令和 8 年度目標に統合し、涌谷斎場は耐用年数とされる建設後 35 年までに 5 年余りの期間があり、さらにはばい煙対策の他、待合室を増設するなどの長寿命化対策により今後 15 年程度の使用が期待できる。なお、統廃合も視野に入れた更新は将来とし、整備時期並びに仕様は令和 10 年度策定の新たな斎場基本計画で検討する。

② 西部エリア

西部エリアについては、統廃合も含め最終的な整備時期を令和 10 年度策定の新たな斎場基本計画で検討する。

第2章 既存施設および火葬等の現況

2-1 既存施設の概要

既存施設の施設規模と火葬炉の概要は以下のとおり。

表1 既存施設の施設規模の概要

施設名称	所在地	施設規模	施設内容
加美斎場	加美郡加美町 下多田川字熊野 3番地	敷地面積 13,656.52 m ² 延床面積 1,066.03 m ² 炉数 火葬炉 3基 ペット炉 1基	告別室 1、炉前ホール 1、収骨室 1 待合室 3(和 2、洋 1)待合ロビー1 給湯室 1、事務室 1、便所男女各 1 多目的トイレ 1、車寄せ、駐車場
玉造斎場	大崎市鳴子温泉 字末沢 28 番地 1	敷地面積 2,978.43 m ² 延床面積 397.90 m ² 炉数 火葬炉 2基	告別室(炉前ホール、収骨室)1 待合室 1、待合ロビー1、給湯室 1 事務室 1、便所男女各 1、 多目的トイレ 1、車寄せ、駐車場
古川斎場	大崎市古川小野 字新田 45 番地 1	敷地面積 12,340.55 m ² 延床面積 865.10 m ² 炉数 火葬炉 4基 汚物炉 1基	告別室 1、炉前ホール 1、収骨室 2 待合室 4、待合ロビー1 給湯室 1、事務室 1、便所男女各 1 多目的トイレ 1、車寄せ、駐車場
松山斎場	大崎市松山千石 字弁慶坂 26 番地	敷地面積 701.41 m ² 延床面積 268.94 m ² 炉数 火葬炉 2基	告別室(炉前ホール、収骨室)1 待合室 2、給湯室 2、事務室 1 便所男女各 2、車寄せ、駐車場
涌谷斎場	遠田郡涌谷町 涌谷字雉子林 25 番地 4	敷地面積 7,761.60 m ² 延床面積 446.42 m ² 炉数 火葬炉 2基	告別室(炉前ホール)1、収骨室 1 待合室 1、待合ロビー1 給湯室 1、事務室 1、便所男女各 1 車寄せ、駐車場

表2 既存施設の火葬炉の概要

施設名称	建設年月	設計・監理	施工業者	火葬炉業者	火葬炉方式
加美斎場	平成 5 年 8 月	日本技術開発 (株)	丸か建設(株)	富士建設工業(株)	台車式 2 次燃焼式 強制排気 前室
玉造斎場	平成 7 年 9 月	(株)桂設計	高友組	(株)宮本工業所	台車式 2 次燃焼式 強制排気 前室
古川斎場	昭和 58 年 3 月	日新設計(株)	(株)齋藤工務店	富士建設工業(株)	台車式 2 次燃焼式 自然排気
松山斎場	昭和 57 年 2 月	阿部建設一級 建築士事務所	富士建設工業(株)	富士建設工業(株)	台車式 2 次燃焼式 自然排気
涌谷斎場	平成 3 年 2 月	名古屋博愛 施設(株)	(株)菅原建設	名古屋博愛 施設(株)	台車式 2 次燃焼式 強制排気

2-2 火葬等の現況

既存施設の火葬タイムスケジュールは以下のとおり。

表 3 既存施設の火葬タイムスケジュール

加美斎場 (8件固定)	1号炉	9:00～	12:00～	14:00～	
	2号炉	9:30～	12:30～	14:30～	
	3号炉	10:00～	13:00～		
	小動物炉	9:00～			
玉造斎場 (時間変動あり)	1号炉	9:00～	13:00～		
	2号炉		11:00～	15:00～	
古川斎場 (10件固定)	1号炉	9:00～	11:30～	14:00～	
	2号炉	9:30～	12:00～	14:30～	
	3号炉	10:00～	12:30～		
	4号炉	10:30～	13:00～		
	汚物炉	9:00～			
松山斎場 (6件固定)	1号炉	9:00～	11:30～	14:00～	
	2号炉	9:30～	12:00～	14:30～	
涌谷斎場 (4件固定)	1号炉	9:00～	13:00～		
	2号炉		11:00～	15:00～	

2-3 施設運営管理方法の実態

斎場使用の予約は、斎場使用者が構成市町の窓口で申請書を提出し、窓口職員が使用する斎場の予約と斎場使用料を徴収する。なお、斎場使用料は1か月ごとに構成市町から組合へ納付される。

また、火葬業務方法については、民間委託により運営している。

運営管理方式、斎場使用料、斎場使用申請先は以下のとおり。

表4 運営管理

施設名称	運営管理経緯	運営管理方法(火葬業務)
加美斎場	平成17年4月1日組合統合時に六の国環境衛生組合より移行	平成17年～平成23年3月31日まで直営 平成23年4月1日より民間委託
玉造斎場	平成17年4月1日組合統合時に旧鳴子町より移行	組合統合前から民間委託
古川斎場	平成17年4月1日組合統合時に旧古川市より移行	平成17年～平成23年3月31日まで直営 平成23年4月1日より民間委託
松山斎場	平成17年4月1日組合統合時に旧松山町より移行	平成17年～平成19年3月31日まで直営 平成19年4月1日より民間委託
涌谷斎場	平成17年4月1日組合統合時に涌谷町より移行	組合統合前から民間委託

表5 斎場使用料

	構成市町(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)	構成市町以外
大人(15歳以上)1体につき	10,000円	20,000円
大人(15歳未満)1体につき	8,000円	16,000円
死産児 1体につき	5,000円	10,000円
改葬 1体につき	5,000円	10,000円
その他	5,000円	10,000円
小動物の死体 1体につき (加美斎場のみ)	7,000円	10,000円

表6 斎場使用申請窓口

自治体	申請窓口
大崎市	本庁市民課、各総合支所市民福祉課、鳴子鬼首出張所
色麻町	町民生活課
加美町	町民課、各支所
涌谷町	町民生活課
美里町	町民生活課、支所

2-4 各地区における葬送行事の特性

- (1) 古川地区 喪主の要望で挨拶をする、しないを決める。
- (2) 涌谷地区 火入れ後の読経、喪主の挨拶は行わない。
- (3) 松山地区 喪主の要望で挨拶をする、しないを決める。
- (4) 玉造地区 案内時刻は火入れではなく、お別れの儀式が始まる時刻である。
- (5) 加美地区 特になし。
- (6) 各地区共通 柩が火葬場についてから、収骨までの流れは各地区おおよそ同じ。
(祭壇に柩を安置 → 読経 → 焼香 → *喪主挨拶 → 火入れ
→ *読経 → 焼香 → 収骨 → 解散)
・宗教による違いは以下のとおり。

【神式】

一連の流れは仏式と同様であるが、祭壇、備品等が違う。
焼香に代わり玉串奉奠を行うため、仏式より若干時間が長い。
式の進行のため、司会が必要となる。

【キリスト教】

祭壇、備品等が違う。
賛美歌を全員で歌う。
仏式、神式より簡素である。
・マイクロバスによる送迎を利用する人が以前より減少し、自家用車の利用が多くなっている。

第3章 新施設の火葬炉数規模

3-1 大崎広域圏内斎場の将来像

必要炉数の算定は平成24年度に策定した「大崎広域斎場基本計画」の内容と圏域の将来人口を踏まえ、見直しを行った。

- 斎場施設の耐用年数は、建設後35年を目安とする
- 東部エリアの古川・松山斎場を令和8年度(2026)に統合し、涌谷斎場は長寿命化対策を行い、将来の在り方は新斎場建設後の圏域人口や利用状況等を踏まえ、令和10年度策定の新たな斎場基本計画で検討する。
- 現在、構成市町の窓口で行っている斎場の予約受付を、新斎場整備を機に組合が管理するすべての斎場に対応した予約受付システムを導入する。また、クラウド型サーバーを使用し、葬祭業者等がインターネットで直接予約を申し込みできる体系を想定する。

各施設の耐用年数は以下のとおり。

表7 東部エリア斎場の耐用年数と今後の方針

		建設年月	耐用年数(※)	耐用年数を踏まえた方針
東部	古川	1983年3月	2018年3月	令和8年度(2026)に古川・松山斎場を統合、涌谷斎場は長寿命化対策を行い、将来の在り方は令和10年度策定の新たな斎場基本計画で検討する。
	松山	1982年2月	2017年2月	
	涌谷	1991年2月	2026年2月	

※H24基本計画に倣い「建設後35年」とした場合

3-2 将来需要予測の前提条件

- 推計に使用する基準年人口は令和 2 年 3 月末(2020. 3)時点とし、国立社会保障・人口問題研究所(以下「人間研」という)で公開されている生残率、純移動率、子ども女性比、子ども性比を用いてコーホート要因法にて算定する。
- 人間研で公開している諸数値は令和 27 年(2045)までとなっている。2045 年以降の将来人口、死亡者数については過年度成果にならない令和 27 年(2045)の生残率、純移動率、子ども女性比、子ども性比を用いて、コーホート要因法にて算定する。なお、算定期間は「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂版-」(H30. 8)(以下「マニュアル」という)に準じ令和 42 年(2060)までとする。

3-3 必要炉数算定の前提条件

- 年間火葬件数は管外件数を含む将来火葬需要とする。
- 年間稼働日数は 363 日とする(現斎場の運用状況を踏まえ、定休日である 1/1~1/2 を除いた日数)。
- 火葬集中係数は 2. 508 とする(古川の H30 年度火葬実績より)。
- 1 基 1 日当たりの火葬件数は 2. 3 回/日とする(集中日のタイムテーブルより)。
- 予備炉は 1 基とする(予備炉は「マニュアル」に準じて 1 基とする)。
- 動物炉は 1 基とする。
- 算定式はマニュアルに則り、下式とする。

$\begin{aligned} \text{必要炉数} &= \text{集中日の火葬件数} \div \text{1 基 1 日当たりの平均火葬件数} + \text{予備炉} \\ &= ((\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})) \\ &\quad \div \text{1 基 1 日当たりの平均火葬件数} + \text{予備炉} \end{aligned}$
--

- なお、計算に用いる諸数値の丸めは計算の誤差を最小限にするため、途中段階では行わず最後に行うものとする。そのため、途中段階では数値の表示桁数の関係上、計算が合わないことがある。

3-4 必要炉数の算定

3-4-1 将来人口と死亡者数の推計

(1) 将来人口推計

将来人口は令和 2 年 3 月末(2020.3)時点の人口を基準とし、人間研で公開されている生残率、純移動率、子ども女性比、子ども性比を用いてコーホート要因法にて算定した。なお、生残率等の諸数値は令和 27 年(2045)までの公開となっているため、令和 32 年(2050)以降は令和 27 年(2045)時点の数値を準用した。

令和 2 年(2020)時点で 198,379 人の人口は令和 42 年(2060)には 117,725 人(令和 2 年(2020)比 0.59)まで減少すると推計された。

表 8 将来人口(構成市町計)

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
構成市町計	198,379	189,620	180,473	170,861	160,451	148,999	138,003	127,633	117,725
0～4歳	6,452	6,578	6,059	5,446	4,931	4,528	4,129	3,724	3,399
5～9歳	7,789	6,507	6,627	6,091	5,458	4,925	4,522	4,122	3,718
10～14歳	8,613	7,841	6,550	6,669	6,124	5,480	4,946	4,543	4,142
15～19歳	9,147	8,054	7,323	6,121	6,225	5,710	5,112	4,617	4,242
20～24歳	7,892	7,444	6,519	5,915	4,938	5,022	4,615	4,140	3,748
25～29歳	8,205	8,449	7,911	6,878	6,210	5,177	5,277	4,858	4,365
30～34歳	9,932	8,245	8,424	7,838	6,776	6,101	5,089	5,189	4,780
35～39歳	12,063	9,965	8,244	8,381	7,770	6,684	6,021	5,022	5,123
40～44歳	13,144	12,024	9,978	8,251	8,403	7,760	6,675	6,012	5,015
45～49歳	12,879	13,171	12,042	10,022	8,289	8,453	7,805	6,715	6,049
50～54歳	11,196	12,892	13,196	12,059	10,051	8,306	8,473	7,819	6,728
55～59歳	12,784	11,076	12,757	13,083	11,964	9,977	8,245	8,412	7,763
60～64歳	14,768	12,558	10,882	12,534	12,877	11,787	9,830	8,121	8,284
65～69歳	17,194	14,296	12,201	10,591	12,201	12,541	11,475	9,572	7,904
70～74歳	14,202	16,273	13,578	11,631	10,133	11,673	11,995	10,972	9,154
75～79歳	10,187	13,015	14,942	12,535	10,779	9,422	10,842	11,133	10,183
80～84歳	9,458	8,611	11,125	12,845	10,868	9,390	8,221	9,446	9,691
85～89歳	7,563	6,955	6,360	8,378	9,785	8,397	7,241	6,349	7,276
90歳以上	4,911	5,665	5,757	5,593	6,669	7,666	7,491	6,866	6,162

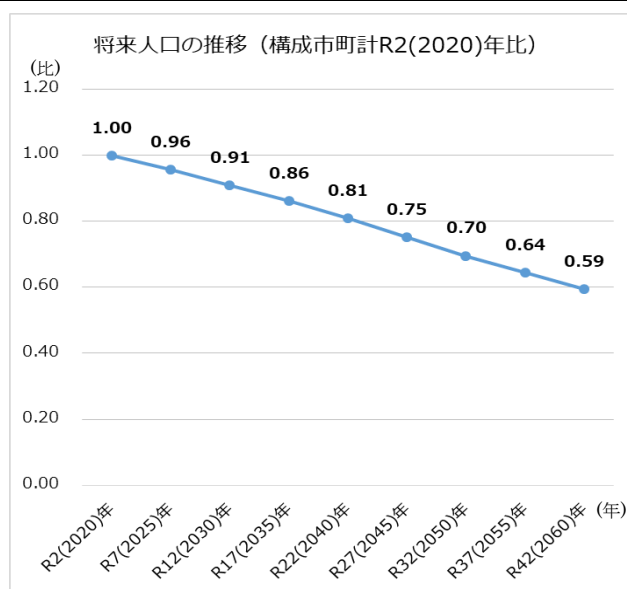


図 1 将来人口(構成市町計)

※「構成市町」とは大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町を示す(以下同じ)。

※増減を示すために令和 2 年(2020)を便宜上 1.00 とした。

以下に、各市町の将来人口推計を添付する。

表 9 将来人口(大崎市)

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
大崎市計	128,718	124,932	120,693	115,952	110,518	104,227	98,017	91,953	85,974
0～4歳	4,427	4,610	4,316	3,958	3,660	3,414	3,153	2,877	2,658
5～9歳	5,212	4,430	4,607	4,307	3,938	3,631	3,387	3,128	2,855
10～14歳	5,773	5,282	4,488	4,664	4,354	3,975	3,666	3,419	3,157
15～19歳	6,044	5,411	4,948	4,200	4,359	4,064	3,710	3,421	3,192
20～24歳	5,397	5,203	4,622	4,210	3,562	3,684	3,435	3,136	2,892
25～29歳	5,698	6,056	5,773	5,078	4,605	3,881	4,016	3,744	3,418
30～34歳	6,699	5,825	6,132	5,804	5,070	4,586	3,864	3,999	3,729
35～39歳	8,178	6,791	5,879	6,159	5,802	5,045	4,563	3,845	3,979
40～44歳	8,783	8,161	6,803	5,878	6,183	5,798	5,042	4,560	3,843
45～49歳	8,771	8,832	8,185	6,839	5,903	6,228	5,840	5,078	4,593
50～54歳	7,554	8,796	8,863	8,200	6,865	5,919	6,245	5,856	5,092
55～59歳	8,379	7,482	8,713	8,797	8,144	6,821	5,881	6,205	5,819
60～64歳	9,186	8,233	7,352	8,565	8,661	8,025	6,721	5,794	6,113
65～69歳	10,537	8,901	8,004	7,162	8,346	8,436	7,815	6,546	5,640
70～74歳	8,677	9,989	8,469	7,637	6,863	7,996	8,079	7,482	6,268
75～79歳	6,211	8,014	9,234	7,873	7,119	6,419	7,475	7,549	6,987
80～84歳	5,765	5,296	6,909	7,994	6,882	6,243	5,633	6,556	6,616
85～89歳	4,532	4,255	3,930	5,221	6,096	5,331	4,818	4,353	5,061
90歳以上	2,895	3,364	3,467	3,408	4,106	4,730	4,672	4,402	4,063

表 10 将来人口(色麻町)

単位：人

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
色麻町計	6,735	6,366	5,985	5,624	5,232	4,793	4,375	4,004	3,674
0～4歳	222	226	208	184	168	157	140	128	114
5～9歳	261	235	239	220	194	176	164	147	134
10～14歳	321	264	238	242	223	195	178	166	148
15～19歳	331	357	292	264	267	245	215	195	182
20～24歳	255	223	240	197	177	179	164	144	131
25～29歳	236	264	227	247	201	181	183	168	147
30～34歳	319	238	264	226	244	197	178	179	165
35～39歳	409	295	221	243	207	224	181	164	165
40～44歳	395	407	296	222	244	207	224	181	163
45～49歳	368	387	399	292	219	241	204	221	179
50～54歳	334	363	383	395	289	217	238	202	218
55～59歳	454	331	360	380	392	288	216	237	201
60～64歳	546	443	323	352	373	385	282	211	232
65～69歳	633	515	420	306	334	354	365	268	201
70～74歳	519	587	479	393	288	314	332	343	252
75～79歳	302	484	551	452	373	273	297	314	324
80～84歳	334	257	413	481	395	329	240	261	274
85～89歳	294	251	194	317	379	314	263	191	208
90歳以上	202	239	237	211	266	318	311	284	235

表 11 将来人口(加美町)

単位：人

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
加美町計	22,837	20,910	19,114	17,373	15,646	13,896	12,279	10,825	9,513
0～4歳	633	608	538	447	372	318	269	225	193
5～9歳	816	635	611	540	447	373	318	270	225
10～14歳	930	819	637	613	541	448	373	319	270
15～19歳	1,036	802	705	549	528	466	386	322	275
20～24歳	790	719	556	488	381	366	323	268	223
25～29歳	836	791	719	556	484	380	364	322	266
30～34歳	1,035	801	754	684	527	458	360	345	305
35～39歳	1,214	1,004	775	726	657	505	439	345	330
40～44歳	1,296	1,204	998	774	722	652	501	435	343
45～49歳	1,324	1,289	1,200	995	773	720	650	500	434
50～54歳	1,212	1,303	1,273	1,186	984	764	712	643	494
55～59歳	1,510	1,199	1,290	1,263	1,177	977	759	707	639
60～64歳	1,849	1,482	1,179	1,268	1,243	1,160	963	748	696
65～69歳	2,193	1,785	1,437	1,144	1,231	1,208	1,128	936	726
70～74歳	1,761	2,071	1,691	1,368	1,091	1,175	1,152	1,076	893
75～79歳	1,329	1,589	1,871	1,536	1,247	999	1,074	1,051	983
80～84歳	1,264	1,092	1,319	1,556	1,289	1,053	845	906	884
85～89歳	1,084	902	787	968	1,154	970	793	638	681
90歳以上	725	813	773	712	797	904	868	769	653

表 12 将来人口(涌谷町)

単位：人

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
涌谷町計	15,804	14,665	13,527	12,390	11,224	10,023	8,919	7,932	7,043
0～4歳	407	430	377	323	271	240	212	183	161
5～9歳	543	422	446	390	332	277	246	217	187
10～14歳	596	542	422	445	388	329	275	244	215
15～19歳	685	537	488	380	400	349	296	247	219
20～24歳	552	548	425	386	298	315	275	233	194
25～29歳	560	533	525	402	364	279	296	258	219
30～34歳	751	512	484	474	360	325	249	264	230
35～39歳	912	765	518	486	473	356	321	247	261
40～44歳	991	912	775	529	493	478	360	325	249
45～49歳	900	973	894	765	523	488	473	356	321
50～54歳	793	894	969	891	762	521	485	470	354
55～59歳	1,019	779	878	954	877	750	513	477	462
60～64歳	1,340	1,008	771	867	945	870	744	508	473
65～69歳	1,580	1,291	977	748	839	918	843	722	492
70～74歳	1,290	1,482	1,215	925	709	795	871	800	685
75～79歳	923	1,168	1,347	1,110	848	653	727	798	731
80～84歳	833	752	963	1,117	928	714	553	609	670
85～89歳	696	612	551	720	847	713	549	428	465
90歳以上	433	505	503	480	568	655	632	547	452

表 13 将来人口(美里町)

単位：人

	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年	R32(2050)年	R37(2055)年	R42(2060)年
美里町計	24,285	22,746	21,154	19,522	17,830	16,059	14,413	12,920	11,522
0～4歳	763	704	619	535	460	399	355	311	273
5～9歳	957	785	724	635	547	468	406	361	317
10～14歳	993	934	765	706	619	532	455	395	351
15～19歳	1,051	946	889	728	671	586	504	431	374
20～24歳	898	751	676	634	519	478	418	360	308
25～29歳	875	805	668	595	556	454	419	366	315
30～34歳	1,128	869	791	651	575	535	437	403	352
35～39歳	1,350	1,111	851	769	631	555	516	422	389
40～44歳	1,679	1,340	1,106	848	761	624	549	511	417
45～49歳	1,516	1,689	1,363	1,130	871	776	637	560	521
50～54歳	1,303	1,536	1,708	1,388	1,151	885	793	647	569
55～59歳	1,422	1,285	1,516	1,689	1,374	1,140	877	785	641
60～64歳	1,847	1,391	1,256	1,482	1,655	1,348	1,119	860	770
65～69歳	2,251	1,804	1,363	1,231	1,451	1,626	1,324	1,099	845
70～74歳	1,955	2,144	1,724	1,309	1,182	1,393	1,561	1,271	1,056
75～79歳	1,422	1,759	1,939	1,564	1,192	1,078	1,268	1,420	1,158
80～84歳	1,262	1,213	1,521	1,696	1,374	1,051	950	1,114	1,247
85～89歳	957	935	898	1,151	1,308	1,069	819	739	862
90歳以上	656	744	777	780	932	1,060	1,007	865	759

(2) 将来死亡者数の推計

死亡者数は構成市町・年齢別に人間研で設定された生残率を将来人口に乗じて算定した。
 なお、人間研では令和 27 年(2045)以降の生残率が設定されていないため、令和 41 年(2059)までは令和 27 年(2045)の生残率をそのまま延長して準用した。

平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019)時点で 2,766 人/年の死亡者数は令和 22 年(2040)～令和 26 年(2044)に 2,883 人/年でピークを迎え、令和 37 年(2055)～令和 41 年(2059)には 2,440 人/年(平成 27 年(2015)～令和元年(2019)比 0.88)まで減少すると推計された。

表 14 死亡者数の推計 (5 年間平均死亡者数)

単位：人/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
大崎市	1,669	1,714	1,707	1,707	1,788	1,831	1,780	1,705	1,646
色麻町	111	107	103	100	105	108	101	91	81
加美町	377	386	361	342	340	335	309	277	249
涌谷町	247	256	247	239	242	239	219	194	174
美里町	362	369	367	364	372	370	343	310	290
計	2,766	2,832	2,785	2,752	2,847	2,883	2,752	2,577	2,440

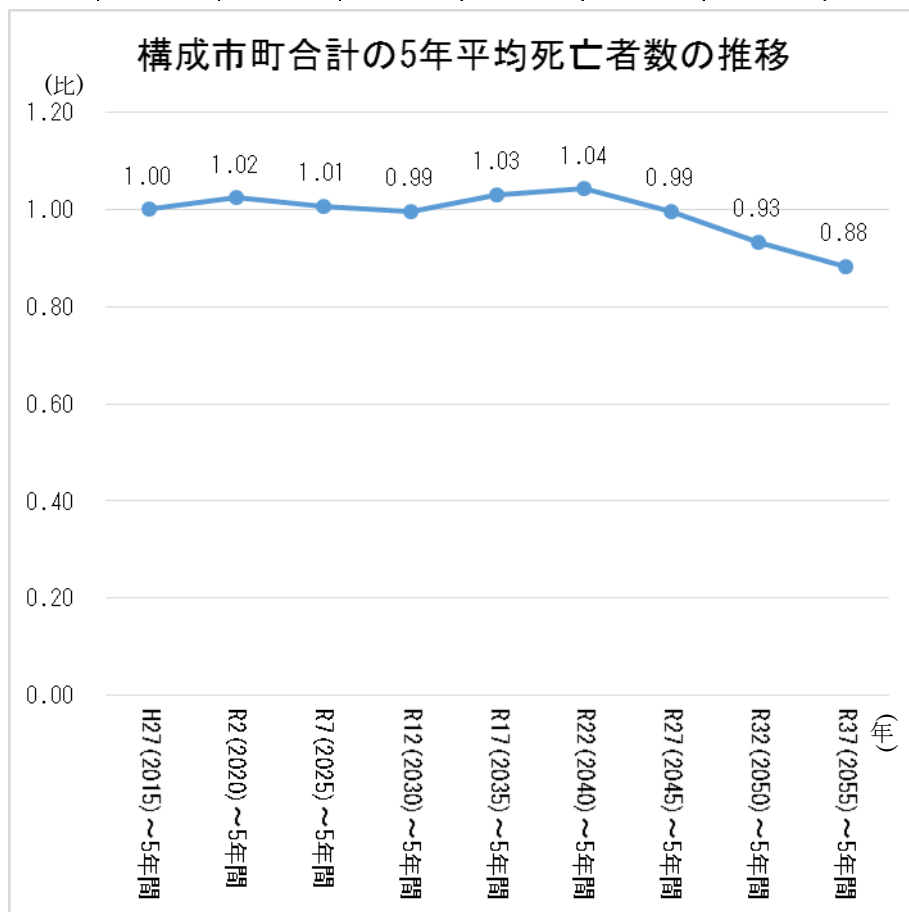


図 2 死亡者数の推計 (5 年間平均死亡者数)

※増減を示すために平成 27 年(2015)を便宜上 1.00 とした。

3-4-2 利用実績

管内 5 つの斎場の過去 10 年の利用実績を整理すると、平成 22 年度(2010)と平成 23 年度(2011)の利用数が突出しており、これは東日本大震災の影響と推察される。そのため、必要炉数の算定を行う際には平成 22 年度(2010)と平成 23 年度(2011)の利用実績を除いて算定した。

表 15 各斎場の火葬件数推移

単位：件

	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)
加美斎場	660	843	850	674	699	718	728	766	746	764
玉造斎場	113	160	162	123	135	119	140	105	131	118
古川斎場	1,005	1,223	1,107	1,056	1,099	1,154	1,140	1,180	1,155	1,172
松山斎場	514	621	665	518	529	474	460	463	442	466
涌谷斎場	324	449	425	370	371	420	419	398	402	405
計	2,616	3,296	3,209	2,741	2,833	2,885	2,887	2,912	2,876	2,925

←多い
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
少ない→

※着色は各斎場の平成 21 年度(2009)～平成 30 年度(2018)の火葬件数の多少を表したもので、赤→青の順に少なくなることを示す。

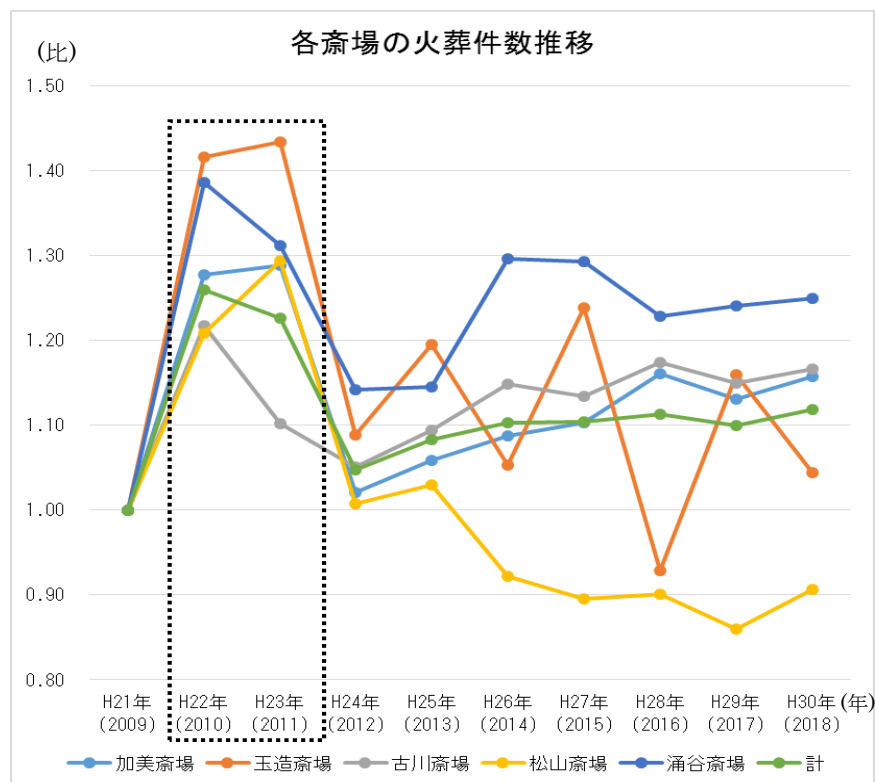


図 3 各斎場の火葬件数推移

※増減を示すために平成 21 年(2009)を便宜上 1.00 とした。

次ページ以降に斎場別の火葬実績を添付する。

表 16 加美斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21（2009）		H22（2010）		H23（2011）		H24（2012）		H25（2013）		H26（2014）		H27（2015）		H28（2016）		H29（2017）		H30（2018）		H21（2009）～H30（2018）※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	228	2	238	56	254	26	226	4	232	9	270	3	231	7	253	9	233	7	241	4	1,914	45
色麻町	87	1	102	1	96	1	75	1	104	2	92	3	119	1	111	2	112	2	102	5	802	17
加美町	333	8	381	61	397	73	354	12	345	7	340	10	358	12	370	21	375	17	392	20	2,867	107
涌谷町	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	1	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
小計	649	11	723	120	750	100	657	17	681	18	702	16	708	20	734	32	720	26	735	29	5,586	169
計	660		843		850		674		699		718		728		766		746		764		5,755	

表 17 玉造斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21（2009）		H22（2010）		H23（2011）		H24（2012）		H25（2013）		H26（2014）		H27（2015）		H28（2016）		H29（2017）		H30（2018）		H21（2009）～H30（2018）※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	111	2	115	44	132	24	121	2	126	8	116	3	132	7	97	8	129	2	114	4	946	36
色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
加美町	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
涌谷町	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	111	2	115	45	132	30	121	2	127	8	116	3	133	7	97	8	129	2	114	4	948	36
計	113		160		162		123		135		119		140		105		131		118		984	

表 18 古川斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21（2009）		H22（2010）		H23（2011）		H24（2012）		H25（2013）		H26（2014）		H27（2015）		H28（2016）		H29（2017）		H30（2018）		H21（2009）～H30（2018）※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	920	52	952	194	913	135	938	64	952	91	1,001	94	980	104	1,009	113	1,021	82	1,008	96	7,829	696
色麻町	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
加美町	2	0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	3	0	2	0	12	0
涌谷町	1	0	4	17	0	14	1	0	0	1	2	0	4	0	1	0	2	0	1	0	12	1
美里町	27	1	50	5	36	7	49	3	51	1	55	1	50	1	56	0	44	3	65	0	397	10
小計	952	53	1,007	216	951	156	989	67	1,006	93	1,059	95	1,035	105	1,067	113	1,070	85	1,076	96	8,254	707
計	1,005		1,223		1,107		1,056		1,099		1,154		1,140		1,180		1,155		1,172		8,961	

表 19 松山斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		H21 (2009) ～H30 (2018) ※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	241	14	254	99	291	62	249	15	234	26	237	15	236	17	240	19	225	13	249	14	1,911	133
色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加美町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
涌谷町	0	0	4	3	3	3	1	0	2	0	4	2	8	0	2	0	4	0	2	0	23	2
美里町	250	9	246	15	293	13	244	9	260	7	208	8	193	6	187	15	192	7	193	8	1,727	69
小計	491	23	504	117	587	78	494	24	496	33	449	25	437	23	429	34	422	20	444	22	3,662	204
計	514		621		665		518		529		474		460		463		442		466		3,866	

表 20 涌谷斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		H21 (2009) ～H30 (2018) ※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	6	0	15	2	15	3	10	0	11	1	21	2	39	1	24	0	38	1	28	0	177	5
色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加美町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
涌谷町	242	51	227	163	238	126	235	67	233	66	244	80	227	60	197	80	221	63	218	62	1,817	529
美里町	25	0	41	1	41	2	57	1	55	5	73	0	89	3	93	4	75	4	93	4	560	21
小計	273	51	283	166	294	131	302	68	299	72	338	82	355	64	314	84	334	68	339	66	2,554	555
計	324		449		425		370		371		420		419		398		402		405		3,109	

表 21 全斎場の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		H21 (2009) ～H30 (2018) ※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	1,506	70	1,574	395	1,605	250	1,544	85	1,555	135	1,645	117	1,618	136	1,623	149	1,646	105	1,640	118	12,777	915
色麻町	89	1	102	1	96	1	76	1	104	2	93	3	120	1	111	2	112	2	102	5	807	17
加美町	335	8	382	62	399	75	354	12	349	7	340	10	359	12	371	21	379	17	394	20	2,881	107
涌谷町	243	51	236	184	242	147	237	67	235	67	250	82	239	60	200	80	227	63	221	62	1,852	532
美里町	303	10	338	22	372	22	352	13	366	13	336	9	332	10	336	19	311	14	351	12	2,687	100
小計	2,476	140	2,632	664	2,714	495	2,563	178	2,609	224	2,664	221	2,668	219	2,641	271	2,675	201	2,708	217	21,004	1,671
計	2,616		3,296		3,209		2,741		2,833		2,885		2,887		2,912		2,876		2,925		22,675	

表 22 西部エリア（加美・玉造斎場）の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21（2009）		H22（2010）		H23（2011）		H24（2012）		H25（2013）		H26（2014）		H27（2015）		H28（2016）		H29（2017）		H30（2018）		H21（2009）～H30（2018）※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	339	4	353	100	386	50	347	6	358	17	386	6	363	14	350	17	362	9	355	8	2,860	81
色麻町	87	1	102	1	96	1	75	1	104	2	92	3	120	1	111	2	112	2	102	5	803	17
加美町	333	8	381	62	397	75	354	12	346	7	340	10	358	12	370	21	375	17	392	20	2,868	107
涌谷町	0	0	1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	1	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
小計	760	13	838	165	882	130	778	19	808	26	818	19	841	27	831	40	849	28	849	33	6,534	205
計	773		1,003		1,012		797		834		837		868		871		877		882		6,739	

表 23 東部エリア（古川・松山・涌谷斎場）の火葬実績

単位：件

年度 受付市町	H21（2009）		H22（2010）		H23（2011）		H24（2012）		H25（2013）		H26（2014）		H27（2015）		H28（2016）		H29（2017）		H30（2018）		H21（2009）～H30（2018）※	
	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
大崎市	1,167	66	1,221	295	1,219	200	1,197	79	1,197	118	1,259	111	1,255	122	1,273	132	1,284	96	1,285	110	9,917	834
色麻町	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
加美町	2	0	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0	4	0	2	0	13	0
涌谷町	243	51	235	183	241	143	237	67	235	67	250	82	239	60	200	80	227	63	221	62	1,852	532
美里町	302	10	337	21	370	22	350	13	366	13	336	9	332	10	336	19	311	14	351	12	2,684	100
小計	1,716	127	1,794	499	1,832	365	1,785	159	1,801	198	1,846	202	1,827	192	1,810	231	1,826	173	1,859	184	14,470	1,466
計	1,843		2,293		2,197		1,944		1,999		2,048		2,019		2,041		1,999		2,043		15,936	

表 24 全斎場と東部エリアの火葬実績

（H21（2009）～H30（2018） ただし H22（2010）・H23（2011）を除く）

受付市町	全斎場		東部エリア			組合構成市町	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	持込率1(%)	死者数(人)	持込率2(%)
大崎市	12,777	56.3%	9,917	62.2%	77.6%	12,702	78.1%
色麻町	807	3.6%	4	0.0%	0.5%	852	0.5%
加美町	2,881	12.7%	13	0.1%	0.5%	2,862	0.5%
涌谷町	1,852	8.2%	1,852	11.6%	100.0%	1,884	98.3%
美里町	2,687	11.9%	2,684	16.8%	99.9%	2,827	94.9%
管内計	21,004	92.6%	14,470	90.8%	68.9%	21,127	68.5%
管外計	1,671	7.4%	1,466	9.2%			
計	22,675	100.0%	15,936	100.0%			

※「持込率1」は過年度成果にならない、受付市町の全斎場件数に対する東部エリアの割合

※「持込率2」は組合構成市町の死者数に対する東部エリアの割合

※持込率が市町によって大きく異なることから火葬炉算出には平均値ではなく、各市町の数値を用いる

表 25 全斎場と西部エリアの火葬実績

（H21（2009）～H30（2018） ただし H22（2010）・H23（2011）を除く）

受付市町	全斎場		西部エリア			組合構成市町	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	持込率1(%)	死者数(人)	持込率2(%)
大崎市	12,777	56.3%	2,860	42.4%	22.4%	12,702	22.5%
色麻町	807	3.6%	803	11.9%	99.5%	852	94.2%
加美町	2,881	12.7%	2,868	42.6%	99.5%	2,862	100.2%
涌谷町	1,852	8.2%	0	0.0%	0.0%	1,884	0.0%
美里町	2,687	11.9%	3	0.0%	0.1%	2,827	0.1%
管内計	21,004	92.6%	6,534	97.0%	31.1%	21,127	30.9%
管外計	1,671	7.4%	205	3.0%			
計	22,675	100.0%	6,739	100.0%			

※「持込率1」は過年度成果にならない、受付市町の全斎場件数に対する西部エリアの割合

※「持込率2」は組合構成市町の死者数に対する西部エリアの割合

※持込率が市町によって大きく異なることから火葬炉算出には平均値ではなく、各市町の数値を用いる

3-4-3 管内死亡者数の推移(実績値)

「3-4-2 利用実績」の表 24、表 25 で整理した「持込率 2」の算定に用いた死亡者数は、宮城県住民基本台帳より整理した。

なお、平成 21 年度(2009)～平成 23 年度(2011)は外国人の死亡者数が把握されていない。

表 26 構成市町の日本人・外国人死亡者数の推移

単位：人

年 構成市町	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	計
大崎市	1,508	1,445	1,672	1,540	1,541	1,631	1,602	1,601	1,641	1,638	12,702
色麻町	83	88	106	78	98	112	114	124	131	112	852
加美町	326	344	403	356	347	358	359	356	373	387	2,862
涌谷町	254	230	250	223	247	266	233	218	215	228	1,884
美里町	307	323	378	374	374	352	365	361	342	352	2,827
計	2,478	2,430	2,809	2,571	2,607	2,719	2,673	2,660	2,702	2,717	21,127

※東日本大震災の影響がある平成 22 年度(2010)、平成 23 年度(2011)は合計から除く(以下同じ)

3-4-4 必要炉数の算定(東部エリア)

(1) 将来火葬需要

将来の年間火葬需要はマニュアルに準じ下式により求めた。

$$\text{年間火葬需要量} = (\text{管内年間死亡者数}) \times (\text{火葬率}) \times (\text{持込率}) \div (1 - \text{管外率})$$

① 管内年間死亡者数

3-4-1 で求めたとおり、管内の年間死亡者数は下表のとおりとなる。

表 27 管内死亡者数の推移

単位：人/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
大崎市	1,669	1,714	1,707	1,707	1,788	1,831	1,780	1,705	1,646
色麻町	111	107	103	100	105	108	101	91	81
加美町	377	386	361	342	340	335	309	277	249
涌谷町	247	256	247	239	242	239	219	194	174
美里町	362	369	367	364	372	370	343	310	290
計	2,766	2,832	2,785	2,752	2,847	2,883	2,752	2,577	2,440

※推計で表記するものは年で表し、それ以外は年度で表す。

② 火葬率

火葬率は現状を踏まえ、100%とする。

③ 持込率

持込率は平成 21 年度(2009)～平成 30 年度(2018)(平成 22 年度(2010)・平成 23 年度(2011)を除く)の①受付市町の全斎場火葬件数に対する東部エリアの割合と、②構成市町の死者数に対する東部エリアでの火葬件数が占める割合の 2 パターンで検討した。

表 28 東部エリアへの持込率

	全斎場		東部エリア			組合構成市町	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	持込率1(%)	死者数(人)	持込率2(%)
受付市町							
大崎市	12,777	56.3%	9,917	62.2%	77.6%	12,702	78.1%
色麻町	807	3.6%	4	0.0%	0.5%	852	0.5%
加美町	2,881	12.7%	13	0.1%	0.5%	2,862	0.5%
涌谷町	1,852	8.2%	1,852	11.6%	100.0%	1,884	98.3%
美里町	2,687	11.9%	2,684	16.8%	99.9%	2,827	94.9%
管内計	21,004	92.6%	14,470	90.8%	68.9%	21,127	68.5%
管外計	1,671	7.4%	1,466	9.2%			
計	22,675	100.0%	15,936	100.0%			

※「持込率1」は過年度成果にならいう、受付市町の全斎場件数に対する東部エリアの割合

※「持込率2」は組合構成市町の死者数に対する東部エリアの割合

※持込率が市町によって大きく異なることから火葬炉算出には平均値ではなく、各市町の数値を用いる

④ 管外率

管外率は平成 21 年度(2009)～平成 30 年度(平成 22 年度(2010)・平成 23 年度(2011)を除く)の管外火葬数が東部エリア全体の火葬数に占める割合とする。

表 29 管外率

	管外 火葬数(件)	東部エリア 火葬件数 (件)	管外率(%)
管外計	1,466	15,936	9.2%

①～④を踏まえて将来の火葬需要を算定した。

(ア)持込率を全斎場火葬件数に対する東部エリアの割合とした場合

構成市町別の火葬件数の合計をみると、平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019)で 1,906.3 件/年であった火葬件数は、令和 22 年(2040)～令和 26 年(2044)でピークを迎え(2,031.8 件/年)、その後減少し令和 37 年(2055)～令和 41 年(2059)には 1,742.8 件/年となることが推計される。

表 30 構成市町別の火葬件数

単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
大崎市	1,295.4	1,330.3	1,324.9	1,324.9	1,387.8	1,421.1	1,381.6	1,323.4	1,277.6
色麻町	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
加美町	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5	1.4	1.2	1.1
涌谷町	247.0	256.0	247.0	239.0	242.0	239.0	219.0	194.0	174.0
美里町	361.6	368.6	366.6	363.6	371.6	369.6	342.6	309.7	289.7
計	1,906.3	1,957.2	1,940.6	1,929.5	2,003.4	2,031.8	1,945.1	1,828.7	1,742.8

上記に管外率を乗じて、管外からの持ち込みも含めた火葬件数を求めると下表のとおりとなる。平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019)で 2,099.4 件/年であった火葬件数は、令和 22 年(2040)～令和 26 年(2044)でピークを迎え(2,237.6 件/年)、その後減少し令和 37 年(2055)～令和 41 年(2059)には 1,919.3 件/年となることが推計される。

表 31 管外率も踏まえた年間火葬件数

単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
計	2,099.4	2,155.5	2,137.2	2,125.0	2,206.4	2,237.6	2,142.1	2,014.0	1,919.3

(イ)持込率を構成市町死亡者数に東部エリアの火葬件数割合とした場合

構成市町別の火葬件数の合計をみると、平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019)で 1,891.8 件/年であった火葬件数は、令和 22 年(2040)～令和 26 年(2044)でピークを迎え(2,017.8 件/年)、その後減少し令和 37 年(2055)～令和 41 年(2059)には 1,733.0 件/年となることが推計される。

表 32 構成市町別の火葬件数

単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
大崎市	1,303.1	1,338.2	1,332.7	1,332.7	1,396.0	1,429.5	1,389.7	1,331.2	1,285.1
色麻町	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
加美町	1.7	1.8	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.1
涌谷町	242.8	251.7	242.8	234.9	237.9	234.9	215.3	190.7	171.0
美里町	343.7	350.3	348.4	345.6	353.2	351.3	325.6	294.3	275.3
計	1,891.8	1,942.4	1,926.1	1,915.3	1,989.1	2,017.8	1,932.5	1,817.9	1,733.0

上記に管外率を乗じて、管外からの持ち込みも含めた火葬件数を求めると下表のとおりとなる。平成 27 年度(2015)～令和元年度(2019)で 2,083.5 件/年であった火葬件数は、令和 22 年(2040)～令和 26 年(2044)でピークを迎え(2,222.2 件/年)、その後減少し令和 37 年(2055)～令和 41 年(2059)には 1,908.6 件/年となることが推計される。

表 33 管外率も踏まえた年間火葬件数

単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
計	2,083.5	2,139.2	2,121.2	2,109.3	2,190.6	2,222.2	2,128.3	2,002.1	1,908.6

(ア)と(イ)を比較すると(ア)の方が火葬件数は多くなる。想定される中でより多くの火葬件数に対応できる計画とするため火葬件数は(ア)持込率を全斎場火葬件数に対する東部エリアの割合とした場合を採用する。

(2) 必要炉数の算定

将来の必要炉数はマニュアルに準じて下式により求めた。

$$\begin{aligned} \text{必要炉数} &= \frac{\text{集中日の火葬件数}}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}} + \text{予備炉} \\ &= \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{\text{1基1日当たりの平均火葬数}} + \text{予備炉} \end{aligned}$$

① 年間火葬件数

年間火葬件数は、(1)で求めたとおり下表とする。

表 34 管外率も踏まえた年間火葬件数

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
計	2,099.4	2,155.5	2,137.2	2,125.0	2,206.4	2,237.6	2,142.1	2,014.0	1,919.3

② 稼働日数

稼働日数は現状の火葬場運営を踏まえ、定休日である 1/1～1/2 を除く 363 日とする。

③ 火葬集中係数

火葬集中係数は、稼働が最も多い古川斎場の過去の最新実績から求めることとし、下式より求めた。

$$\text{火葬集中係数} = (\text{想定日最多件数}) \div (\text{日平均取扱件数})$$

火葬集中係数の算定にあたって、東部エリアの古川・松山・涌谷斎場の平成 30 年度の火葬実績をみると、古川を除く 2 斎場では、火葬件数が 0 件の日数が 100 日以上ある。地域の習慣的に火葬が発生しにくいと言える「友引」の日は平成 30 年度では 60 日であることから、松山・涌谷斎場では、友引以外の日にも火葬がない日があり、現状で火葬需要に対して火葬炉数に比較的余裕があることがわかる。

表 35 古川・松山・涌谷斎場の火葬件数別日数 (H30 年度)

	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件
古川	64日	30日	46日	68日	42日	57日	26日	18日	11日	1日
松山	116日	103日	90日	40日	10日	3日	1日			
涌谷	138日	100日	79日	37日	9日					

また、古川斎場の火葬炉は 4 基であるのに対し、松山・涌谷斎場はそれぞれ 2 基であり、日平均火葬件数も少ない状況で、火葬集中係数は古川斎場よりも多くなる。

表 36 古川・松山・涌谷斎場の日平均火葬件数と火葬集中係数

	火葬件数	日数	日平均火葬件数	火葬集中係数
古川	1,158件	363日	3.19件	2.508
松山	464件	363日	1.28件	3.129
涌谷	405件	363日	1.12件	2.689

2 斎場は、火葬需要と火葬件数のバランスが取れているといえず、火葬炉数、平均火葬件数ともに少ない松山・涌谷斎場の実績を火葬集中係数の算出に含めるのは不相当と判断し、古川斎場の実績のみを用いて火葬集中係数を算出した。

想定日最多件数は過去の実績から件数の多い順に3%程度(マニュアルでは3~5%とされているため、より火葬が集中した場合にも対応できるよう3%を採用)の稼働日を除外した稼働日の火葬件数は、下表より8件となる。また、日平均火葬件数は3.19件となる。

表 37 過去の火葬件数実績

H30年度					
火葬件数	日数	延件数	件数別日数割合	累計日数	累計日数割合
0件	64日	0件	17.63%	64日	17.63%
1件	30日	30件	8.26%	94日	25.90%
2件	46日	92件	12.67%	140日	38.57%
3件	68日	204件	18.73%	208日	57.30%
4件	42日	168件	11.57%	250日	68.87%
5件	57日	285件	15.70%	307日	84.57%
6件	26日	156件	7.16%	333日	91.74%
7件	18日	126件	4.96%	351日	96.69%
8件	11日	88件	3.03%	362日	99.72%
9件	1日	9件	0.28%	363日	100.00%
合計	363日	1,158件	100.00%	—	—
日平均件数		3.19件			

※1：件数別日数割合＝（件数別日数）÷（稼働日数）×100
 ※2：累計日数割合＝（件数別日数累計）÷（稼働日数）×100
 ※3：日平均件数＝（延件数）÷（稼働日数）
 ※4：合計日数は現斎場の定休日である1/1～1/2を除いた日数

表 38 火葬集中係数

火葬集中係数	2.508
--------	-------

なお、3 斎場の火葬実績の合計で火葬集中係数を算出すると、2.149 となり古川斎場単独で算出するよりも係数が小さく、あらゆる状況に対応可能となる古川斎場単独の火葬集中係数を採用する。

④ 1基1日当たりの火葬件数

1日当たりの平均火葬件数に火葬集中係数を乗じて、ピーク時の火葬件数を算出し、ピーク時の火葬を可能とするタイムテーブルを作成して1基1日当たりの火葬件数を算出した。

(ア)1日当たりの火葬件数

下式より求めると、ピーク時には6.2件/日(2040～2044年)の火葬需要が発生する。

$$\text{1日当たりの平均火葬件数} = (\text{年間火葬需要量}) \div \text{稼働日数}$$

表 39 1日当たりの火葬件数

単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
計	5.8	5.9	5.9	5.9	6.1	6.2	5.9	5.5	5.3

(イ)1日当たりのピーク火葬件数

下式より求めると、ピーク時には15.5件/日≒16件/日(2040～2044年)の火葬需要が発生する。

$$\text{1日当たりのピーク火葬件数} = (\text{1日当たりの平均火葬件数}) \times \text{火葬集中係数}$$

表 40 1日当たりのピーク火葬件数

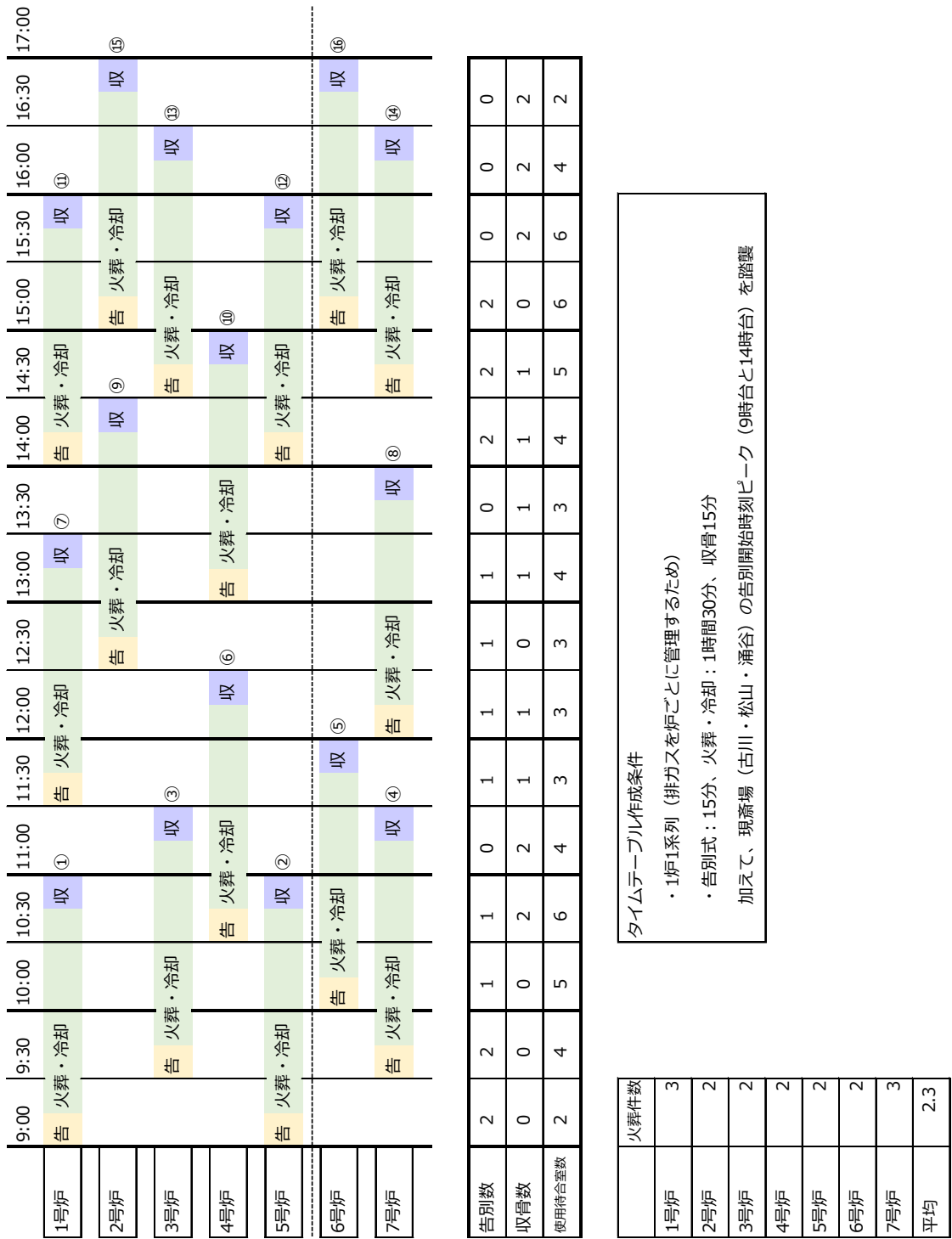
単位：件/年

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
計	14.5	14.9	14.8	14.7	15.2	15.5	14.8	13.9	13.3

(ウ) ピーク時のタイムテーブル

タイムテーブルを下記のとおり設定し、1基1日当たりの火葬件数を2.3件/日・基とした。

表 41 斎場集中日のタイムテーブル【東部エリア 最大 15.5≒16 件の火葬】



⑤ 予備炉

1基とする。

⑥ 動物炉

1基とする。

①～⑥を踏まえて将来の必要炉数を算定した。

将来の必要人体炉数は令和 2 年(2020)～令和 36 年(2054)にピークを迎え 8 基とする(予備炉含む)。

表 42 将来必要炉数

	H27(2015) ～5年間	R2(2020) ～5年間	R7(2025) ～5年間	R12(2030) ～5年間	R17(2035) ～5年間	R22(2040) ～5年間	R27(2045) ～5年間	R32(2050) ～5年間	R37(2055) ～5年間
火葬需要 (件/年)	2,099.4	2,155.5	2,137.2	2,125.0	2,206.4	2,237.6	2,142.1	2,014.0	1,919.3
必要炉数 (基)	6.34529927	6.514862143	6.459727698	6.42278864	6.668696568	6.763128949	6.474513444	6.087159401	5.80107038
必要炉数(丸め)(基)	7	7	7	7	7	7	7	7	6
予備炉 (基)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人体炉計 (基)	8	8	8	8	8	8	8	8	7
動物炉 (基)	1	1	1	1	1	1	1	1	1

なお 3-1 に記載したとおり、涌谷斎場 2 基を継続使用するため東部エリア新斎場整備は 6 基(予備炉含む)を整備する。

第4章 新斎場施設の建物規模

建物内の施設構成とその規模は平成24年策定の基本計画を見直しながら配置した。

4-1 新施設の構成と規模

本計画施設は、告別・火葬・収骨を行う火葬部門、待合に利用する待合部門、事務・管理室等から構成し、火葬集中日の同一時間帯における稼働炉数、平均的な会葬者数を基に、各部門の業務が円滑かつ合理的に遂行できるよう、以下の規模・内容を具備するものとする。

なお、斎場は「宮城県誰もが住みよい福祉のまちづくり条例」の対象施設であることから、ユニバーサルデザイン・バリアフリーデザインの考え方に立脚し、段差解消や障害者用設備の設置等必要な諸策を講じるものとする。

4-1-1 火葬部門

火葬部門は、告別から収骨までの火葬業務を執り行う施設であり、告別室(告別ホール)、収骨室、火葬炉設備、および各種機械設備等から構成する。

表 43 新施設火葬部門の概要

機 能	内 容
ポーチおよび 玄関ホール	●ポーチおよび玄関ホールは会葬者が最初に接する施設であり、明るくかつ厳粛な雰囲気を醸成するものでなければならない。玄関ホールは圧迫感を感じさせないように天井を高くし、採光についてもできるだけ自然光を利用する空間設計とする。 ●同一時間帯に火葬が重複した場合は混雑が想定されるため、可能な限り広いスペースを確保するとともに、雨に濡れることのないよう車寄せもできるだけ広いスペースを確保する。
告別ホール (120名程度×2室)	●告別ホールは、会葬者と故人が最後の別れを行う儀式的場であるため、化粧扉も含め空間全体を格調高いものとするが、華美になりすぎず特定の宗教、宗派の様式に偏ることのないよう計画するものとする。 ●柩・運搬車が往来することから、運搬車の往来が円滑に行えるよう十分なスペースを確保するとともに、床材には柩・運搬車荷重に耐えられる材質のものを使用する。 ●告別時には焼香することがほとんどであるため、換気についても十分考慮する。告別ホールは2室設置するものとし、狭小感を与えないように計画する。 ●告別ホールに入らなくても焼香できるスペースとして焼香室を5室設ける。
収骨室(60名程度× 2室)	●収骨室は収骨を行う場所でもあるため、告別室と同様に化粧扉も含め空間全体を格調高いものとする。 ●焼骨を載せた炉内台車運搬車が往来することから、運搬車の往来が円滑に行えるよう十分なスペースを確保するとともに、床材は運搬車荷重に耐えられる材質のものを使用する。 ●収骨室は2室設置とし、火傷防止のための台車囲いを設置する。また、換気についても十分留意して計画するものとする。

火葬炉	●人体炉は大型炉を6基(予備炉1基)、動物炉(収骨含む)は1基計画する。火葬炉の形式は、火葬炉メーカーの提案とする。なお、炉の間隔は1.5m以上とし出来るだけ余裕を持たせる。 ●また、排ガスを炉ごとに管理することが可能な計画とする。
作業室(炉室) (370 m ² 程度)	●作業室は、職員の健康管理に留意した良好な作業環境を確保するとともに、収骨室への効率的な作業動線を確保するため、炉前ホールを設置する。 ●また、作業室に隣接した位置に便所等を備えた休憩室を設置する。
制御室(中央監視室) (40 m ² 程度)	●各炉の稼働状況を把握し、運転データや排ガス性状を監視・記録する制御室(中央監視室)を事務室内に設置する。
残灰室・飛灰室 (50 m ² 程度)	●残灰(残骨灰)および飛灰(集じん灰)を集積し、一時保管するための残灰室・飛灰室を設置する。 ●残灰および飛灰は、空気輸送方式で集積するが、集じん機で除去される飛灰はかなり高い濃度のダイオキシン類等の有害物質を含んでいるため、それぞれ別系統の空気輸送経路と吸引設備で集積し、別々に貯留・保管する計画とする。
倉庫	●倉庫は炉内台車の格納や消耗品、清掃用具等を保管するため火葬部門、待合部門に不足のないよう設置する。
事務室 (90 m ² 程度)	●事務室は利便性を考慮し、霊柩車や会葬者の状況を最も把握できる位置に配置する。 ●事務員用のトイレは事務室の近傍に専用トイレを設置する。

4-1-2 待合部門

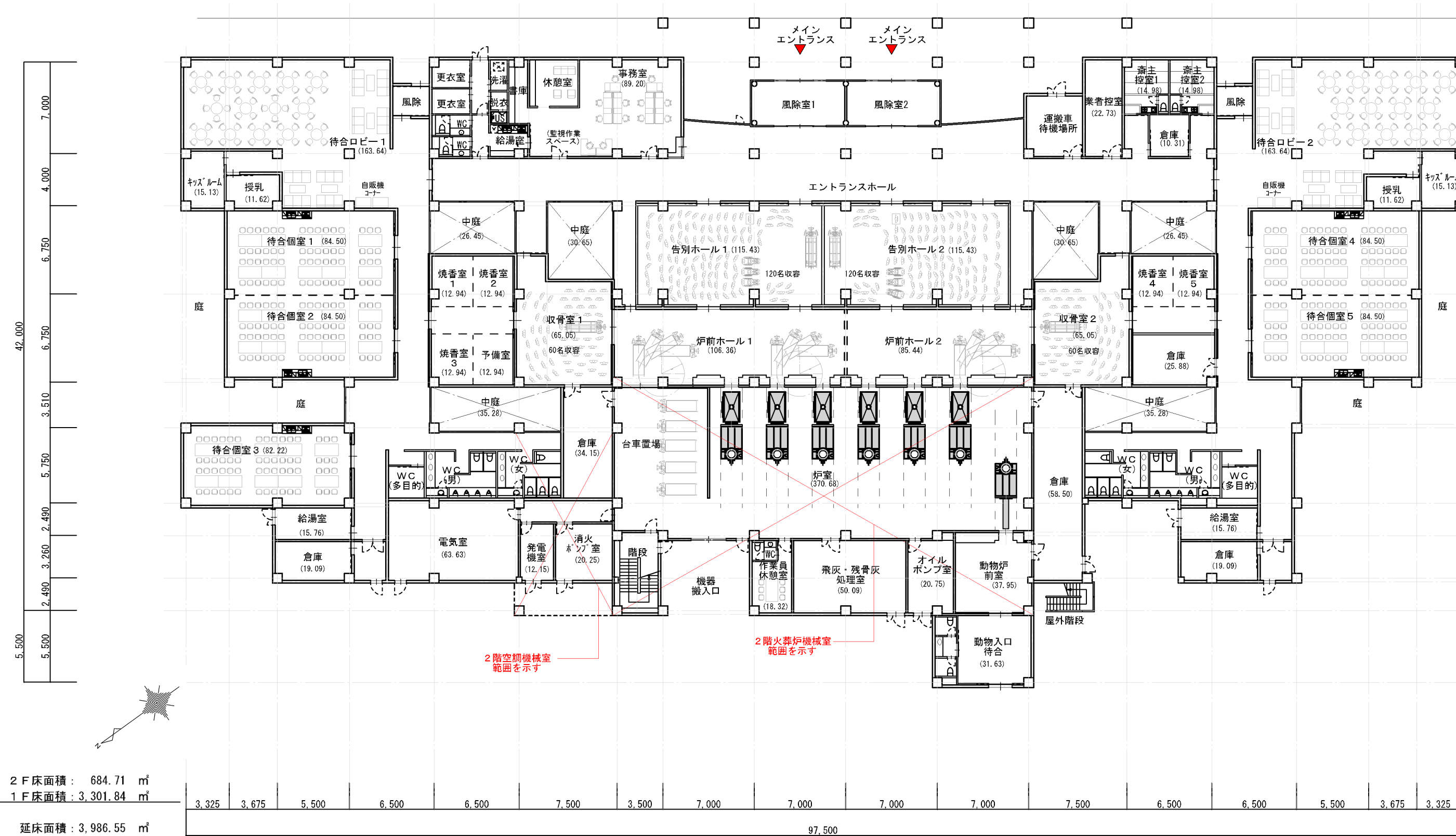
待合部門は、会葬者が収骨の時間まで待機し、休憩等のために利用する施設であることから、火葬部門から円滑に移動できる位置に配置するとともに、会葬者が寛げる空間構成とする。

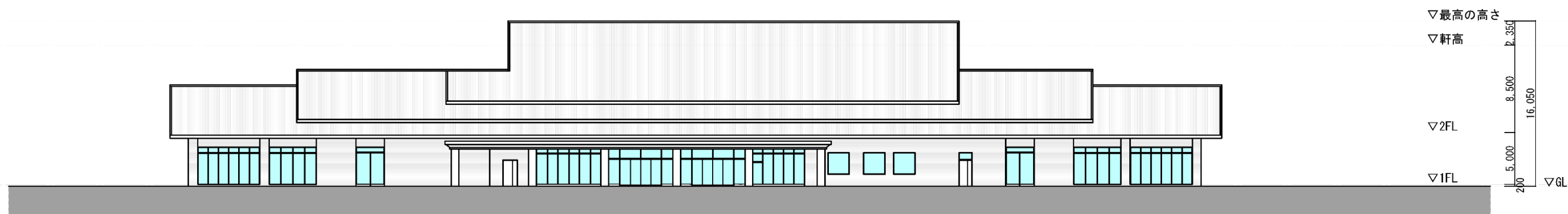
表 44 新施設待合部門の概要

機 能	内 容
待合ホール (160 m ² 程度)・ 待合室(個室) (80 m ² 程度)	●会葬者に十分な憩いと休息・安らぎを提供し、また、会葬者数が想定より多い場合にも対応できるよう、待合ホール(ロビー)を設置する。 ●待合室(個室)は同一時間帯の最多稼働炉数と同数が必要なため5室設置するが、待合ホール(ロビー)と待合室は円滑な利用動線を確保できるものとする。 ●待合室は基本的に洋室として5室を整備し、可動間仕切りによってフレキシブルに利用できる形態とする。
湯沸室	●会葬者へ湯茶のサービスを行うため、待合ホールに近接した位置に業者が利用する湯沸室(給湯室)を設置し、各待合室にはミニキッチンを計画する。
洗面所・便所	●会葬者の滞在時間を考慮し、待合ホールに近接した位置に洗面所および便所を不足のないよう設置する。
その他	●乳幼児の参列が想定されるため、キッズルーム及び授乳場所・部屋(10 m²程度)を設置する。斎主控室(20 m²程度)、葬祭業者控室(20 m²程度)、書庫(10 m²程度)を設置する。 ●太陽光発電設備(20kwh)を設置する。

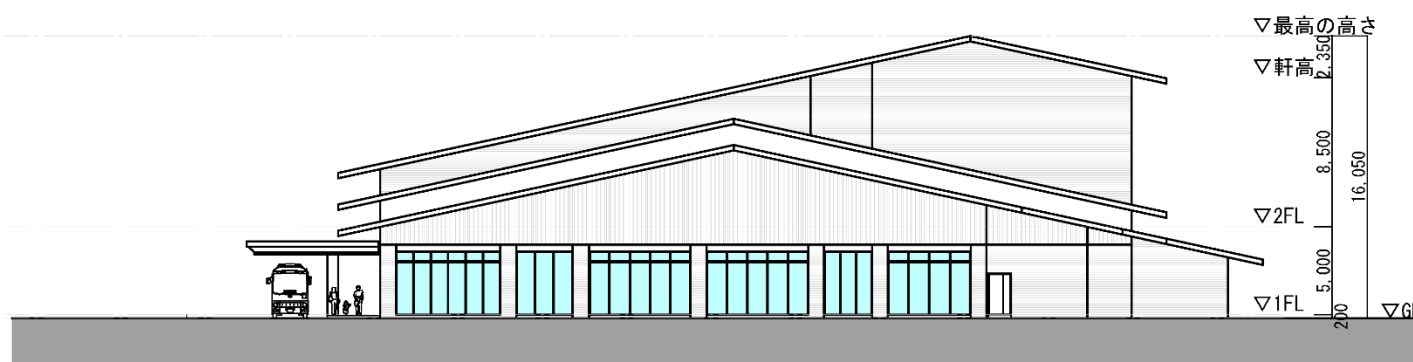
4-2 施設レイアウト（参考図）

平成 24 年度に策定した「大崎広域斎場基本計画」における A 案（施設を左右対称に配置した案）、B 案（同種の施設を集約して配置した案）を基にそれぞれ動線や規模を見直し、配置した。A 案と B 案を比較し、A 案の方が会葬者同士の対面をできるだけ避けることのでき、延床面積が小さくなり整備コストが抑えられるため、B 案より有利と判断し、待合室等を分散して配置する A 案を採用することとした。

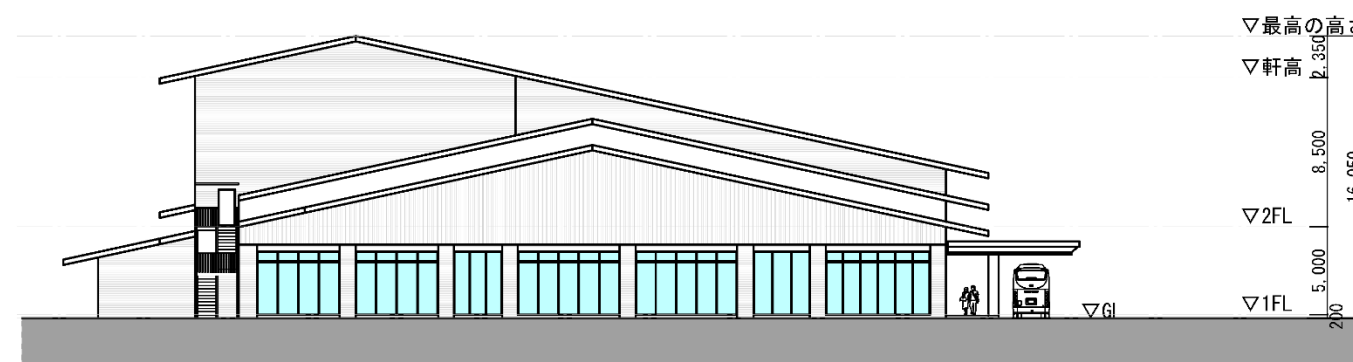




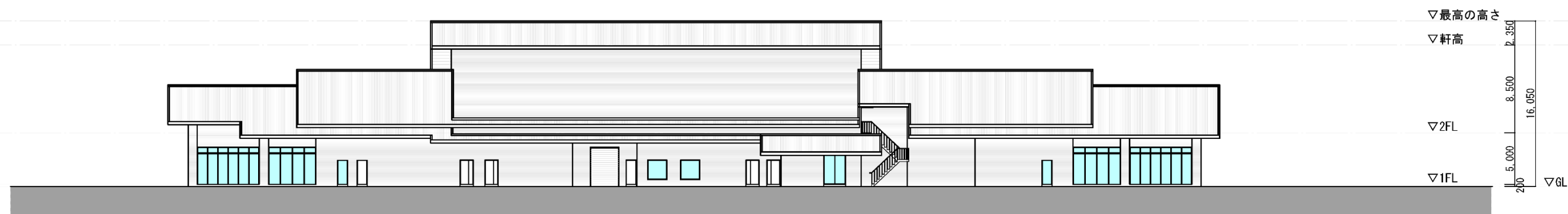
東立面図



北立面図



南立面図



西立面図

図5 A案 立面図(S : 1/400)

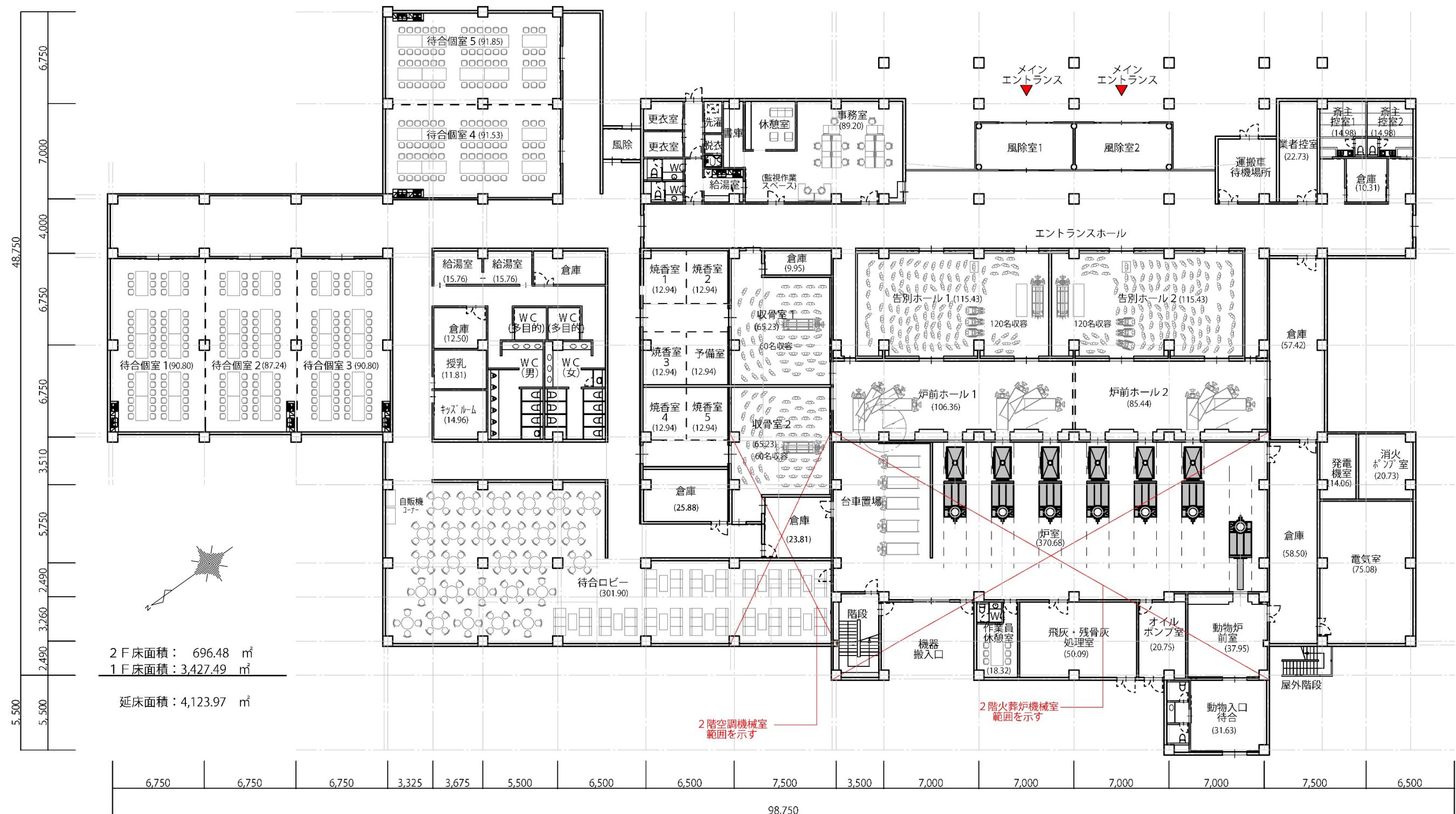
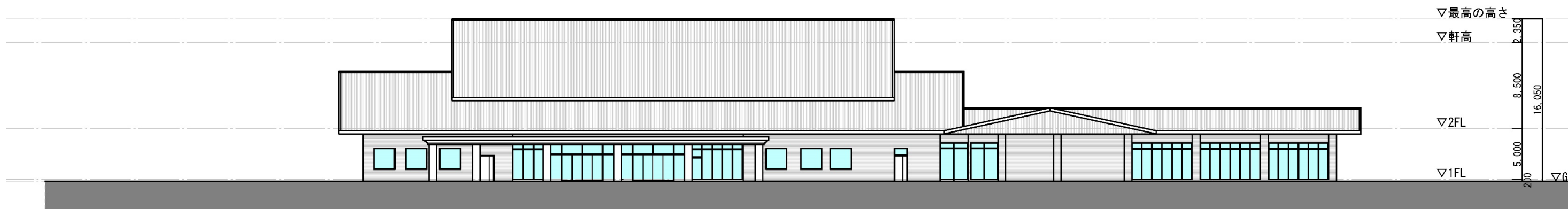
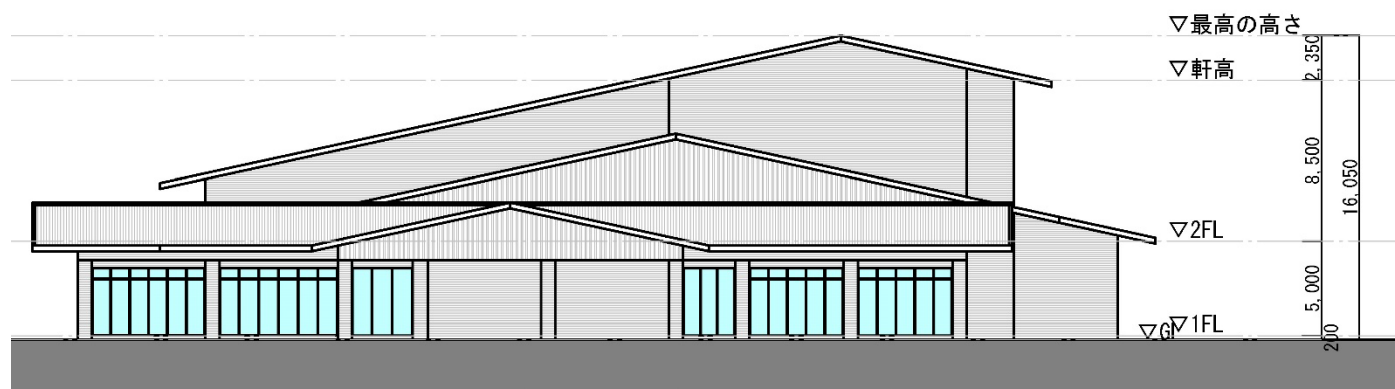


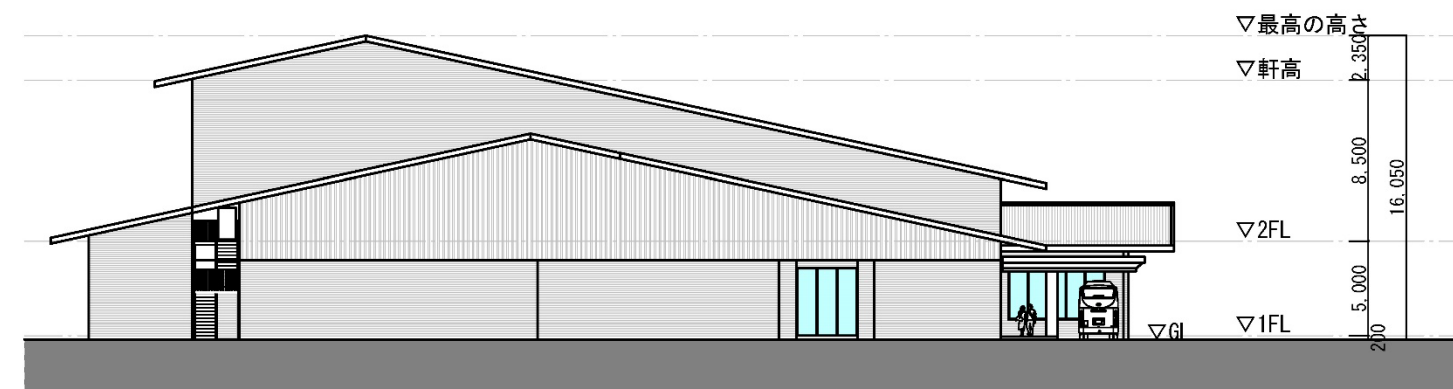
図 6 B 案 1 階平面図 (S : 1/300)



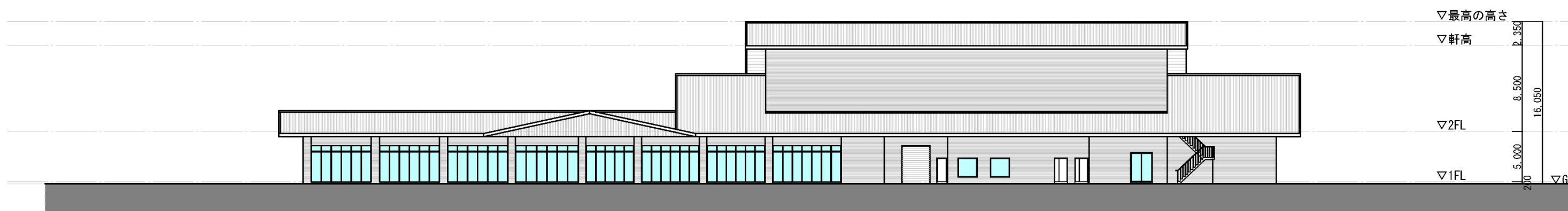
東立面図



北立面図



南立面図



西立面図

図 7 B 案 立面図 (S : 1/400)

第 5 章 新斎場施設の駐車場規模

5-1 駐車場規模算定の前提条件

駐車場規模算定に用いる諸数値は下表のとおり設定した。

表 45 設定を要する諸数値

	平成 24 年策定基本計画	令和 2 年基本計画
1 会葬当たり平均的乗用車台数	40 台	40 台
同一時間帯の稼働炉数	8 基	5 基
身障者用車両台数	6 台	道路移動等円滑化基準に則る
従業員数	10 人 (従業員用駐車台数として 10 台)	8 人
予備スペース	0 台 (マニュアルでは小型車ます数に 0.2~0.3 の係数を乗じて算定)	0 台 (1 会葬あたり平均的 乗用車台数に含む)
マイクロバス平均台数	10 台	10 台
大型バス平均台数	0 台	0 台

5-2 駐車場規模の算定

新斎場は会葬部門と待合部門の2部門構成とする(現斎場の利用状況より)。駐車場規模はマニュアルに準じて会葬者用、身障者用、斎主用、従業員用、マイクロバス(大型バス)ごとに算出する。

(1) 会葬者用駐車場

マニュアルに準じ下式により求める。

$$\text{車両台数} \div (\text{1会葬あたり平均的乗用車台数}) \times (\text{同一時間帯の稼働炉数})$$

なお、同一時間帯稼働炉数はタイムテーブル上最大で10～11時、14～15時の4基であるが、時間のずれにも対応できるよう、予備炉を除く炉数(5基)とする(以下同じ)。

諸数値の内訳は、以下のとおりである。

1会葬あたり平均的乗用車台数	40台 (現斎場の利用状況にプラスし余裕を持った台数を確保)
同一時間帯の稼働炉数	5基

以上より、会葬者用駐車場の台数は200台とする。

会葬者用車両	200台
--------	------

(2) 斎主用駐車場

マニュアルに準じ下式により求める。

$$\text{斎主用車両} \div \text{同一時間帯の稼働炉数}$$

諸数値の内訳は、以下のとおりである。

同一時間帯の稼働炉数	5基
------------	----

以上より、斎主用駐車場の台数は5台とする。

斎主用車両	5台
-------	----

(3) 従業員用駐車場

マニュアルに準じて下式より求める。

$$\text{従業員車両} \div \text{従業員数}$$

現時点で従業員数は不明であるため、現2斎場の状況を踏まえて8台とする。

従業員用車両	8台
--------	----

(現斎場の状況より)

(4) マイクロバス・大型バス駐車場

マニュアルに準じ下式により求める。

$$\text{マイクロバス・大型バス} \geq \text{平均台数割合（率）} \times \text{同一時間帯の実稼働炉数}$$

現時点でマイクロバス、大型バスの平均台数割合が不明であり、諸数値の内訳は、以下のとおりである。なお、現時点で大型バスの利用は見られない。

1 会葬あたり平均的バス台数 2 台
同一時間帯の稼働炉数 5 基

以上より、会葬用バス用駐車場の台数は 10 台とする。

マイクロバス	10台
大 型 バ ス	0台

(いずれも現斎場利用状況より)

(5) 動物炉利用者用駐車場

動物炉利用者用の駐車ますを 2 台分確保する。なお、駐車ますは通常の火葬炉利用者とは区分して配置する。

動物炉利用者用	2台
---------	----

(6) 身障者用駐車場

斎場は施設の特性上、足の不自由な方の多い高齢者の来場が見込まれるため、「道路の移動等円滑化基準」に準じ下式より求める。

$$\begin{aligned} & (\text{全駐車台数}) \times 1/50 \quad \text{以上} \quad (\text{全駐車台数が200以下の場合}) \\ & (\text{全駐車台数}) \times 1/100 + 2 \quad \text{以上} \quad (\text{全駐車台数が200を超える場合}) \end{aligned}$$

全駐車台数は下表のとおり 225 台である。

表 46 駐車台数

会葬者用	200台
斎主用	5台
従業員用	8台
マイクロバス	10台
小動物用	2台
計	225台

以上より、道路の移動等円滑化基準に準じて必要台数を求め、以下のとおりとする。

身障者用	4.25 ≒	5台
------	--------	----

(7) 駐車ます数

(1)～(6)を踏まえて駐車ます数を以下のとおり算定した。

表 47 新斎場での駐車場規模

会葬者用	身障者用	斎主用	従業員用	マイクロバス	大型バス	動物炉利用	計
200台	5台	5台	8台	10台	0台	2台	230台

小型車	身障者用	マイクロバス	大型バス	計
215台	5台	10台	0台	230台

※小型車は会葬者用、斎主用、従業員用、動物炉利用の合計

(8) 駐車場面積(概算)

駐車場面積は敷地形状によって駐車ますの配置が異なるため、一概には算定できないが、マニュアルによると1台当たりの占有面積は以下のとおりである。

普通乗用車	25～30㎡
マイクロバス	40～45㎡

身障者用駐車ますの1台当たりの占有面積は記載されていないが、普通乗用車の駐車ます面積は $2.5\text{m} \times 5.0\text{m} = 12.5\text{㎡}$ 、身障者用の駐車ます面積は $4.2\text{m} \times 5.0\text{m} = 21.0\text{㎡}$ であり、普通乗用車ますの1.68倍である。仮に上表の占有面積に1.68倍を乗じると身障者用駐車ますの占有面積は以下のとおりとなる。

身障者用	42～50.4㎡
------	----------

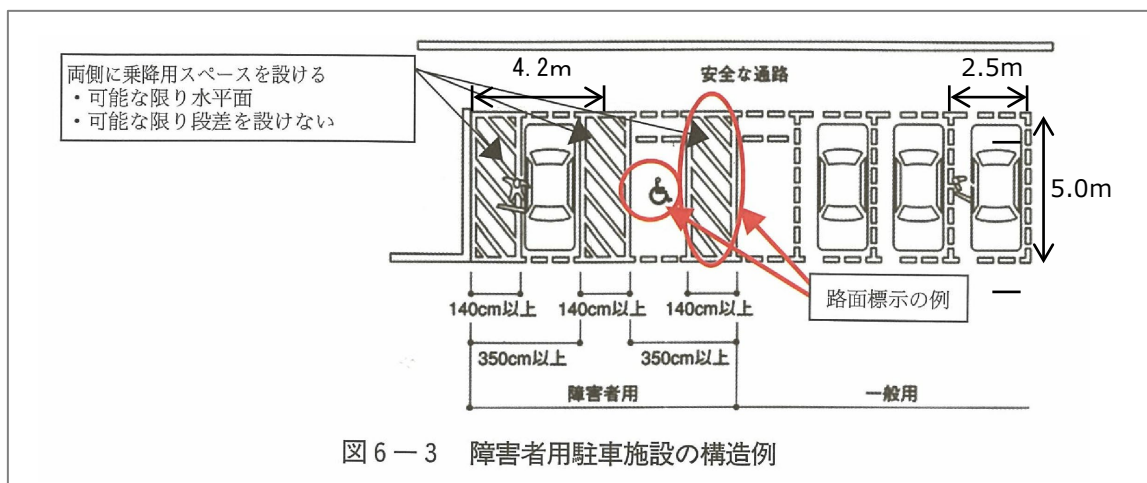
以上を踏まえて、概算の駐車場面積を算定した。駐車場面積(概算)を5,985～7,152㎡と算定した。

表 48 1台当たり所要面積を最小とした場合の駐車場面積(概算)

小型車		身障者用		マイクロバス		概算
台数	面積	台数	面積	台数	面積	全体面積
215台	25.0㎡/台	5台	42.0㎡/台	10台	40.0㎡/台	5,985.0㎡

表 49 1台当たり所要面積を最大とした場合の駐車場面積(概算)

小型車		身障者用		マイクロバス		概算
台数	面積	台数	面積	台数	面積	全体面積
215台	30.0㎡/台	5台	50.4㎡/台	10台	45.0㎡/台	7,152.0㎡



資料：「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」（2011.8）

図 8 身障者用駐車ます概要

第 6 章 新斎場建設計画地の条件整理

6-1 建設候補地の比較検討

6-1-1 上位計画における斎場・各候補地の位置づけ

上位計画における斎場および各候補地の位置づけは、下記の通りとなっている。

どの計画においても、各候補地は農業・田園住居を主としたゾーンにあり、その環境の維持・保全を行う計画とされている。また、開発・整備を行う場合には無秩序な開発を抑制し、周辺農地への影響を考慮することが望まれている。

（１）大崎市 候補地 A, D

表 50 大崎市の上位計画における斎場・候補地の位置づけ

項目 \ 上位計画名		第 2 次大崎市総合計画			大崎市国土利用計画（第二次）
		基本構想	基本計画	実施計画	
策 定 機 関		大崎市	大崎市	大崎市	大崎市
策 定 年 月		2017 年 3 月	2017 年 3 月	2019 年 2 月	2018 年 2 月
計 画 年 度		2017～2026 年度	2017～2021 年度	2019～2021 年度	2018 年度～
計画の位置づけ					国土利用計画法第 8 条
計 画 の 概 要		大崎市が目指すべき将来像を定めるとともに、まちづくりの基本理念を示し、将来像実現に向けた 6 つの施策の大綱を設け、各分野におけるまちづくりの指針とするもの	基本構想の施策の大綱ごとに、それぞれの施策の展開を図り、10 年後の望ましい姿の実現に向けた主な取り組みなどを示すもの	基本計画の主な取り組みなどを受けて、具体的に実施する事業の内容を 3 年ごとに示すもの	大崎市の区域における国土の利用に関して必要な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図る上での指針となるものであり、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、第 2 次大崎市総合計画に即して策定したもの
斎場（火葬場）の位置づけ・方針等		—	—	—	●文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設 ・市民生活上の重要性や市民ニーズの多様化、広域的な活用に配慮しながら、適正な配置と有効利用を図る ・公用・公共用施設については、公共施設等総合管理計画を基本とし、施設の相互利用や、市街地への集約と公共交通等との連携も視野に入れ、適切な整備及び管理を行う。
候補地の土地利用計画	候補地 A	●田園住居ゾーン ・広大で肥沃な大崎耕土が広がる田園地域やその背景をなす里山地域は、本市の基幹産業である農業の基盤となっている ・生活・居住の拠点でもあることから、田園居住ゾーンとして位置づけ、自然と調和のとれた土地利用を図るとともに、田園や里山の魅力ある景観の維持、保全を進めていく			●田園地域（「特徴的な土地利用を進めていく区域」外） ・農地：市の基幹産業である農業の基盤として優良な農地の確保する ・森林：多様な社会ニーズに配慮しながら森林資源の保全と適正な活用を図る ●土地利用の転換 ・農地：食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業や景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農地以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分配慮する ・森林：森林の保全や林業経営の動向に留意しつつ、災害の発生や環境の悪化等を抑制する森林の持つ多面的機能の低下の防止に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図る
	候補地 D				

項目 \ 上位計画名		都市計画区域マスタープラン 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	大崎市都市計画マスタープラン	おおさき市地方創生総合戦略	大崎市公共施設等総合管理計画
		宮城県	大崎市	大崎市	大崎市
策 定 機 関		宮城県	大崎市	大崎市	大崎市
策 定 年 月		2018 年 2 月	2013 年 3 月	2016 年 2 月	2017 年 2 月
計 画 年 度		2018～2037 年度	2012～2031 年度	2015～2019 年度	2017～2056 年度
計画の位置づけ		都市計画法第 6 条の 2	都市計画法第 18 条の 2	まち・ひと・しごと創生法第 10 条	・インフラ長寿命化基本計画 ・公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針
計 画 の 概 要		都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるもの	大崎市総合計画や国土利用計画、大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を上位計画として、その他関連計画との整合を図りながら、大崎市の都市づくりにおける都市計画の基本的な方針を定めるもの	大崎市における人口の現状と将来展望を示す人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、まち・ひと・しごと創生に関する分野における目標や基本的方向、具体的な施策をまとめたもの	公共施設等の全体を把握し、将来のまちの姿を見据え、戦略的・計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行い、公共施設等に係るコストと便益を最適な状態で保有、運営、維持するため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的として策定するもの
斎場（火葬場）の位置づけ・方針等		●主要な都市計画の決定の方針 「おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業」に斎場は含まれていない	●都市整備プログラム 「今後概ね 10 年以内に実施する具体的な都市づくり事業・施策」に斎場は含まれていない	—	●その他施設 において下記の基本方針が示されている ・老朽化が進行した建物に対しては建替えや修繕を含め徹底した安全確保に取り組む ・今後策定する個別の施設計画については、長寿命化が必要な施設・部位等を確認し、施設の長寿命化に取り組む
候補地の土地利用計画	候補地 A	●田園環境ゾーン（都市計画区域外） 平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る	●丘陵地・田園・農地 農業地域において宅地等の開発・整備を行う際には、周辺の農地に及ぼす影響に十分配慮しながら、適正な土地利用の転換を図る	—	—
	候補地 D				

表 51 美里町の上位計画における斎場・候補地の位置づけ

項目		美里町総合計画・美里町総合戦略			美里町まちづくり計画 美里町建設計画
		総合計画（基本構想・基本計画）	総合戦略	総合計画（実施計画）	
策 定 機 関		美里町			小牛田町・南郷町合併協議会
策 定 年 月		2016 年 3 月			2005 年 3 月
計 画 年 度		2016～2020 年度			2005～2025 年度
計画の位置づけ		—	まち・ひと・しごと創生法第 10 条	—	市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項及び第 5 条
計 画 の 概 要		総合的かつ計画的なまちづくりに取り組むために必要な新しい「まちづくりの基本指針」とするもの	「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を策定し、本町における「地方版総合戦略」とするもの	計画の効果的、効率的な推進と適切な進行管理を行うため、計画期間中の事業実施について、事業内容と実施時期を明確にすることを目的に策定するもの	小牛田町・南郷町が合併後の新町を建設していくための基本方針や施策などを定める計画であり、その実現を図ることにより、2 町の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするもの
斎場（火葬場）の位置づけ・方針等		—	—	（管理運営の負担金に関わる記載のみ）	●環境の保全・美化 斎場については、2 町とも松山町の施設を利用しているが、今後は、広域的な施設利用を図る ●広域行政の推進 住民サービスが低下しないようにしながら効率化を図るとともに、合併により新たな枠組みが構成される周辺市町村との連携の継続を図る
候補地の土地利用計画	候補地 B	●農業ゾーン 農業生産基盤の整備から農業生産力の向上と自然環境の保全を進めていく			●農業ゾーン 自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図る
	候補地 C				

項目		都市計画区域マスタープラン 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	美里町都市計画マスタープラン	美里町公共施設等総合管理計画
		宮城県	美里町	美里町
策 定 年 月		2018 年 2 月	2009 年 3 月	2016 年 3 月
計 画 年 度		2018～2037 年度	2009～2029 年度	2016～2045 年度
計画の位置づけ		都市計画法第 6 条の 2	都市計画法第 18 条の 2	・インフラ長寿命化基本計画 ・公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針
計 画 の 概 要		都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるもの	本町を取り巻く社会・経済環境や住民の意向から、緑豊かな自然環境や個々の地域特性を活かしたまちづくりの将来像を描き、その実現のための基本的な方向や、都市施設の整備方針などの考え方を明らかにすることを目的に策定するもの	各課が個別で管理・計画している公共施設について、施設全体を包括し総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づけるもの
斎場（火葬場）の位置づけ・方針等		●主要な都市計画の決定の方針 「おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業」に斎場は含まれていない	●その他の都市施設の目標 ・高度化・多様化する生活ニーズに対応した利便性の高い公共公益施設を、アクセス性等を勘案しながら適切に誘導配置するよう、検討する ・整備方針に斎場に関する方針は記載されていない	※美里町には斎場がないため、斎場に関わる記載がない。しかし、広域的な連携の取り組みとして、公共施設の利用、事業手法について記載がある。 ●周辺自治体との連携の推進 周辺自治体との連携によって、公共建築物等の相互利用を図るなど、従来の枠組みを超えた取組によって、行政サービスの向上と財政負担の低減・経費節約につなげる ●官民連携の推進
候補地の土地利用計画	候補地 B	●田園・居住共生ゾーン（都市計画区域白地地域） 市街化を抑制し、生活・居住・産業活動に必要な土地利用は需要を考慮しながら計画的に誘導する	●田園ゾーン 優良農地の中に集落が形成された地域であり、お互いの環境の維持に努めながら、優良農地の保全と居住環境の整備を図る地域 ●維持管理に努める優良農地	・公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするため、一部又は全ての施設運営を民間に委託する官民連携手法を推進する ・手法（指定管理者、包括的民間委託、PFI《BT0、BOT、コンセッション》等）は民間企業による投資額や経営権の分担が異なることから、対象施設の運営に合わせたメリットデメリットを検討し、公共施設等が提供する住民サービスの最適化を目指す
	候補地 C	●田園環境ゾーン（都市計画区域外） 平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る		

6-1-2 既往報告における建設候補地の検討経緯

組合では、平成 23 年度に斎場整備基本構想を平成 24 年 9 月には基本計画を策定し、①新施設規模の算定並びに諸室構成とレイアウト（案）の策定、②PFI 等事業手法の検討、③施設整備費の概算、④斎場用地の条件整理、⑤建設候補地の選定を行った。この中で、組合管内の 5 斎場について古川・松山・涌谷を統合して東部斎場とすること、加美・玉造斎場を統合して西部斎場とすることとしている。また、東部斎場に関しては古川及び松山斎場を先行して統合し比較的耐用年数がある涌谷斎場は施設の長寿命化を図り、将来統合することとしている。また、平成 28 年 2 月には新斎場建設候補地として、東部地区の対象市町の推薦を受け基本計画で抽出した 3 箇所に加え、管内で最も多くの火葬が執り行われている古川斎場周辺 1 箇所を加えた 4 箇所を候補地として選定している。

候補地の決定を踏まえ、検討から 4 年が経過するなかで令和元年台風 19 号による洪水被害や近年頻発するゲリラ豪雨による浸水や冠水被害等の危険性なども検討事項に加えて精査し、令和 2 年 5 月に D 候補地の大崎市古川小野字新田裏に決定した。

なお、東部斎場に関しては古川及び松山斎場を先行して統合し、比較的耐用年数がある涌谷斎場は施設の長寿命化を図ることとした。

表 52 既往報告における各建設候補地

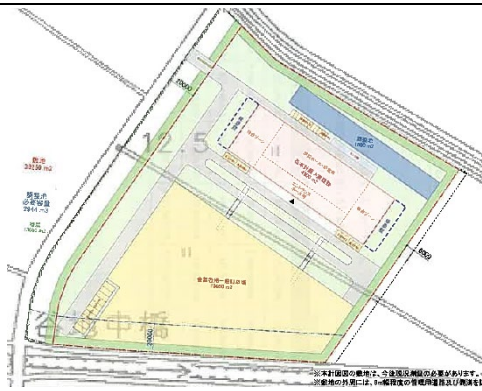
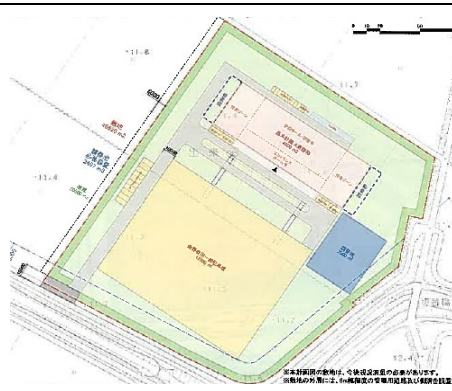
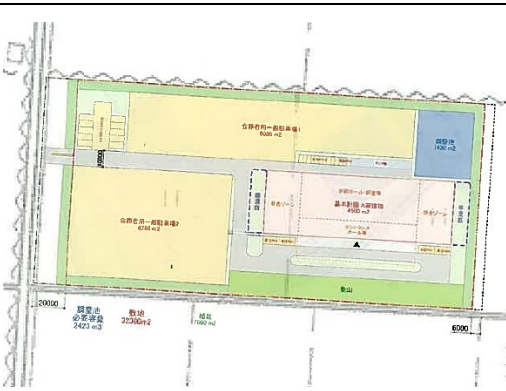
候補地		現況
A	住所：大崎市古川桑針 面積：39,250 m ² 区域：都市計画区域外	
B	住所：美里町北浦字下中江 面積：46,620 m ² 区域：都市計画区域 白地地域 建蔽率 70% 容積率 200%	
C	住所：美里町中埴字上戸 面積：32,300 m ² 区域：都市計画区域外	
D	住所：大崎市古川小野 字新田裏 面積：31,590 m ² +α（進入路等） 区域：都市計画区域外	

【出典】大崎地域広域行政事務組合
新斎場建設候補地選定結果報告書 p49

6-1-3 建設候補地の比較検討結果

「大崎地域広域行政事務組合 新斎場建設候補地選定結果報告書」に示された建設候補地 4 地区について、表 53 のとおり再整理と評価を行った。評価の結果、候補地 D が最適であった。

表 53 建設候補地の比較

評価項目			建設候補地				
			A（大崎市古川桑針周辺） 39, 250 m ²	B（美里町北浦字下中江周辺） 46, 620 m ²	C（美里町中埴字上戸周辺） 32, 300 m ²	D（大崎市古川小野字新田裏周辺） 31, 590 m ²	
土地利用イメージ							
墓地の 取り扱い の経営許可	又、墓地、 納骨堂の 経営許可基準	交通の便	国道 108 号からのアプローチは良好	国道 108 号からのアプローチは良好	県道 15 及び 19 号からのアプローチは良好	県道 266 号からのアプローチは良好	
		市街地からの望見	見通せる場所にある	見通せる場所にある	見通せる場所にある	見通せる場所にある	
		水害等の恐れ	浸水想定区域 L2（1000 年に 1 回） 0.5～3.0m L1（100 年に 1 回） 1.0～2.0m	浸水想定区域 L2（1000 年に 1 回） 3.0～5.0m L1（100 年に 1 回） 1.0～2.0m	浸水想定区域 L2（1000 年に 1 回） 3.0～5.0m L1（100 年に 1 回） 1.0～2.0m	浸水想定区域ではない	
	経営許可に関する留意事項		墓地の許可区域外	墓地の許可区域外	墓地の許可区域外	墓地の許可区域外	
計画標準 （案） 建設省	風致地区内、景勝地内又は第 1 種住居 専用地域内等、優良な住居地域内には 設けない		優良な住宅地域ではない	優良な住宅地域ではない	優良な住宅地域ではない	優良な住宅地域ではない	
	卸売市場、と畜場と隣接させない		隣接していない	隣接していない	隣接していない	隣接していない	
	恒風の方向に対して市街地の風上を避 ける		【風 向】西北西（夏のみ南南東） 【候補地】市街地の東側＝風下	【風 向】西北西（夏のみ南南東） 【候補地】市街地の東側＝風下	【風 向】西北西（夏のみ南南東） 【候補地】市街地の北側・南側	【風 向】西北西（夏のみ南南東） 【候補地】市街地の西側＝風上 市街地はなく、森林に囲まれた丘陵地	
	山陰、谷間地等地形的に人目にふれに くい場所を選ぶ		平地にあり見通せる場所にある	平地にあり見通せる場所にある	平地にあり見通せる場所にある	丘陵地であるが 3 方を森林に囲まれている	
	主要出入り経路は繁華街又は住宅街を 通らない		繁華街、住宅街は通らない	繁華街、住宅街は通らない	繁華街、住宅街は通らない	繁華街、住宅街は通らない	
	幹線道路または鉄道に直接接しない		直接接しない	直接接しない	直接接しない	直接接しない	
	市街地及び将来市街化の予測される区 域から 500m 以上離れている		500m 以上離れている	500m 以上離れている	500m 以上離れている	500m 以上離れている	
付近 300m 以内に学校、病院、住宅群 または公園がない		約 200m 西側に住宅群がある	いずれもない	約 250m 北側に住宅群がある	約 100m 北東側に住宅群がある		
土地利用規制		土砂災害等	該当しない	該当しない	該当しない	該当しない	
		支障となる主な法規制	農業振興地域の農用地区域	農業振興地域の農用地区域	農業振興地域の農用地区域	農業振興地域の農用地区域	
地元からの要望			調査要望書が提出	なし	なし	建設要望書が提出されている	
次期建て替え時に必要な余剰地の確保			確保可能	確保可能	確保可能	確保可能	
施工性			大規模な盛土が発生	大規模な盛土が発生	大規模な盛土が発生	計画地内での土量バランスが可能	
外構工事費			敷地造成	663, 740 千円	593, 020 千円	454, 300 千円	345, 376 千円
			場内舗装	124, 800 千円	219, 024 千円	123, 960 千円	65, 881 千円
			排水（防災調整池含む）	126, 721 千円	139, 525 千円	106, 338 千円	91, 203 千円
			植 栽	133, 500 千円	105, 000 千円	38, 000 千円	23, 801 千円
			進入道路	－円	165, 000 千円	－円	106, 220 千円
			合計（税抜）	1, 048, 761 千円	1, 221, 569 千円	722, 598 千円	632, 481 千円

※令和 2 年 5 月 13 日 議員全員協議会資料より抜粋

6-2 適正面積の設定

既往計画（平成 24 年 9 月 大崎広域斎場基本計画）において事業計画地の用地規模は、建物、駐車場、緩衝緑地帯等すべて考慮して、おおよそ 26,000～30,000 m²程度と設定されており、候補地の比較検討もこの用地規模を根拠としていることから適正面積を 30,000 m²と設定する。なお、既往計画の土地利用は以下のとおり。

表 54 既往計画の土地利用

土地利用	規模	備考
建物	4,500～4,700 m ²	延べ床面積
駐車場	12,000 m ²	通路等含む
緩衝緑地帯	7,000～10,000 m ²	植栽スペース含む
敷地面積	26,000～30,000 m ²	

6-3 立地条件の整理

6-3-1 立地場所の概況

表 55 立地場所の概況

場 所	大崎市古川小野字新田裏周辺	都市計画	都市計画区域外
面 積	33,509 m ² （進入路を含まない）※1,2	インフラ	電気、上水が近隣まで整備済
土地利用	水田（農用地区域内）	アクセス	周辺は未舗装、進入路が必要
周囲の 土地利用	【北側～西側】太陽光発電所・水田・森林 【西側～南側】水田・森林 【南側～東側】水田・森林 【東側～北側】水田・中蝦沢集落（約 100m）		

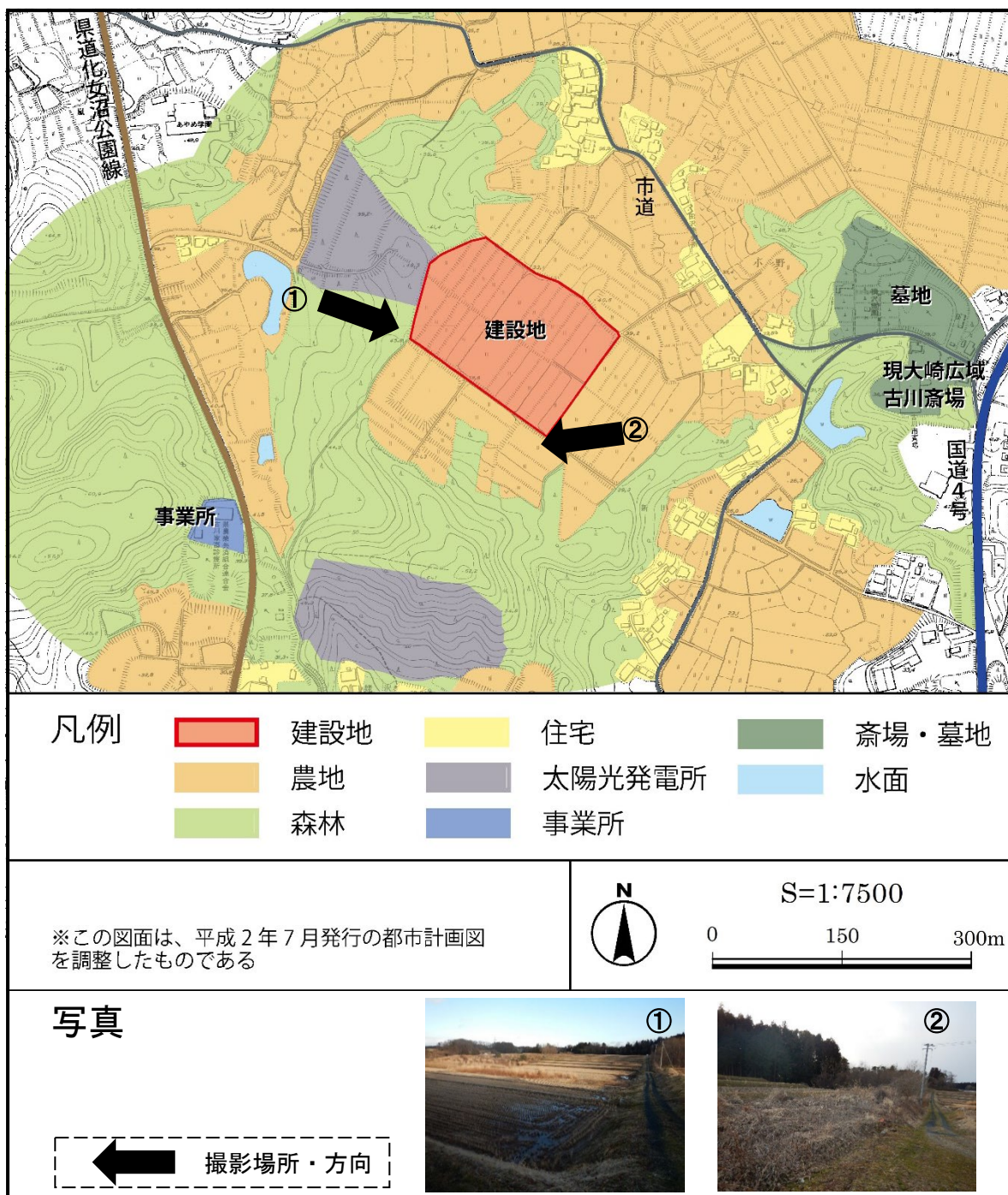


図 9 周辺現況土地利用と写真

※1 前項における適正な敷地面積として設定された 30,000 m²を超過するが、本計画地は現況の起伏があり、法面等の処理により有効平地面積が減少してしまうことを考慮している。

※2 面積は田の公図地籍に、水・道の面積を加えた値。

6-3-2 墓地の経営許可への適合確認

火葬場の経営においては、墓地、埋葬等に関する法律第 10 条により、「火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とされている。宮城県においては、昭和 62 年の通知※により墓地経営許可等について市町村へ権限移譲された。この通知に示されている許可基準について、建設地が基準を満たすか表 56 にまとめた。

表 56 墓地の経営許可への適合確認

条 件		建設地の現状	評価
1. 墓地、納骨堂又は火葬場の 経営許可基準	市街地より区別され、交通の便 が良い位置	市街地は付近にはなく、県道 266 号 からのアプローチは良好である ※進入路を新設する必要がある	○
	樹林、小丘などで市街地より望 見し難い地域内	集落側から見通せる場所にある	△
	水害等の恐れのない高地	浸水想定区域ではない	○
2. 経営許可に関する留意事項	墓地の許可区域外	墓地の許可区域ではない	○

※ 墓地の経営許可の取扱について（昭和 62 年 7 月 29 日付け環第 289 号 各市町村長あて保健環境部長通知）

6-3-3 計画標準（案）への適合確認

火葬場は建築基準法第 51 条において「卸売市場等の用途に供する特殊建築物」として位置づけられており、その位置については計画標準（案）※に示されている。

建築基準法第 51 条は都市計画区域内において適用されるものであるが、計画標準（案）には火葬場の位置条件について、都市計画区域外の設置にかかわる文言があることから各条件を抜粋し、表 57 にまとめた。

表 57 計画標準（案）（抜粋）への適合確認

項 目	条 件	候補地の現状	評価
2. 計画 2-1 位置 (1) 総則	ア. 都市計画区域に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けて差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。	都市計画区域外のため、隣接区域への影響を考慮する	○
	イ. 風致地区内、景勝地内又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。	優良な住宅地域ではない	○
	ウ. 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置または隣接させてもよいが、その他の施設相互の位置または隣接はさけること。	隣接していない	○
2. 計画 2-1 位置 (4) 火 葬 場	ア. 恒風の方向に対して市街地の風上を避けること。	市街地はなく森林に囲まれた丘陵地	○
	イ. 山陰、谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。	丘陵地であるが 3 方を森林に囲まれている	○
	ウ. 主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。	繁華街、住宅街は通らない	○
	エ. 幹線街路または鉄道に直接接しないこと。	直接接しない	○
	オ. 市街地及び将来市街化の予測される区域から 500 メートル以上離れていること。	500m 以上離れている	○
	カ. 附近 300 メートル以内に学校、病院、住宅群または公園がないこと。	約 100m 北東側に住宅群がある	△

※ 計画標準（案）（建設省 昭和 35 年）

6-3-4 その他の土地利用法規制調査

火葬場の建設において対応が必要な法規制について、調査を行った。対応が必要となる法規制および必要の可能性がある法規制について下表にまとめた。

表 58 対応が必要な土地利用法規制

法 令 名	対 応 内 容
■対応が必要な法令・交渉	
建築基準法（建築確認）	建築確認にかかわる計画通知
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	届出および基準準拠
墓地、埋葬等に関する法律	火葬場・納骨堂等の建設に係る協議
大崎市公共物管理条例	法定外公共物（赤線・青線）の占用等許可申請
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続き →非隣接地だが、協議により試掘調査を行う
宮城県景観条例	景観法に基づく建築・工作物、開発行為、景観行政団体が条例で定めた行為に関わる届出
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外通知
農地法	第5条に基づく通知
森林法	伐採及び伐採後の造林の届出 ※進入路部分が1ha以下のため林地開発許可申請は適用除外
浄化槽法	浄化槽設置届
土壤汚染対策法	土地の形質の変更届出
宮城県公害防止条例	騒音及び振動に係る特定施設設置届出
消防庁告示 消防水利の基準	消防水利施設の設置
大崎地域広域行政事務組合火災予防条例	基準準拠
建設リサイクル法	特定建設資材を用いた一定規模以上の建築物・工作物等の工事における届出
宮城県防災調整池設置指導要綱	防災調整池の設置・協議、許可
■対応が必要か確認をすべき法令・交渉、建物の規模要件、施工方法等により対応が必要となる法令・交渉	
水道法	専用水道等の設置が必要となる場合は届出
道路法	工事内容により、特殊車両通行許可申請、道路の占用許可申請、道路工事施行承認
道路交通法施行規則	工事内容により、道路使用許可等申請
大崎市中高層の建築物の建築に係る電波障害防止等に関する指導要綱	建物高さ10m以上の場合、説明会の開催や電波障害の排除

上記の法令を含め確認したすべての法規制については、資料編に示す。

7-2 接続道路の検討

7-2-1 接続道路の整備方針

接続候補路線は下図のとおり建設地より東側には国道4号があるが、その間には住宅が点在し入り組んでいるほか道路が狭隘かつ未舗装である。一方、西側には県道266号（県道化女沼公園線）および、林道が存在する。

本斎場においては住宅の買収や入り組んだ地形を避けること、そして建設地が棚田状であり土量バランスを確保するために盛土材が必要なことから、進入路は比較的直線的な線形を確保でき切土材が確保できると想定される西側の県道266号への接続をメインルートとする。

また、東側（既存の大崎広域古川斎場側）からの連絡路として建設地から東側の市道への接続を検討する。

いずれも市道として整備するものとして、ルートの比較検討を行った。

西側ルートについては県道化女沼公園線からの新設交差点による安全な接続を基本とするとともに、計画地を含めた全体造成の土量バランス（工事費縮減）を図ることを前提条件として3案の比較検討を行った。

東側ルートについては現道（農道）拡幅を前提として2案、その中間に接続する1案の計3案で比較検討を行った。

比較検討結果については7-2-5に示す。

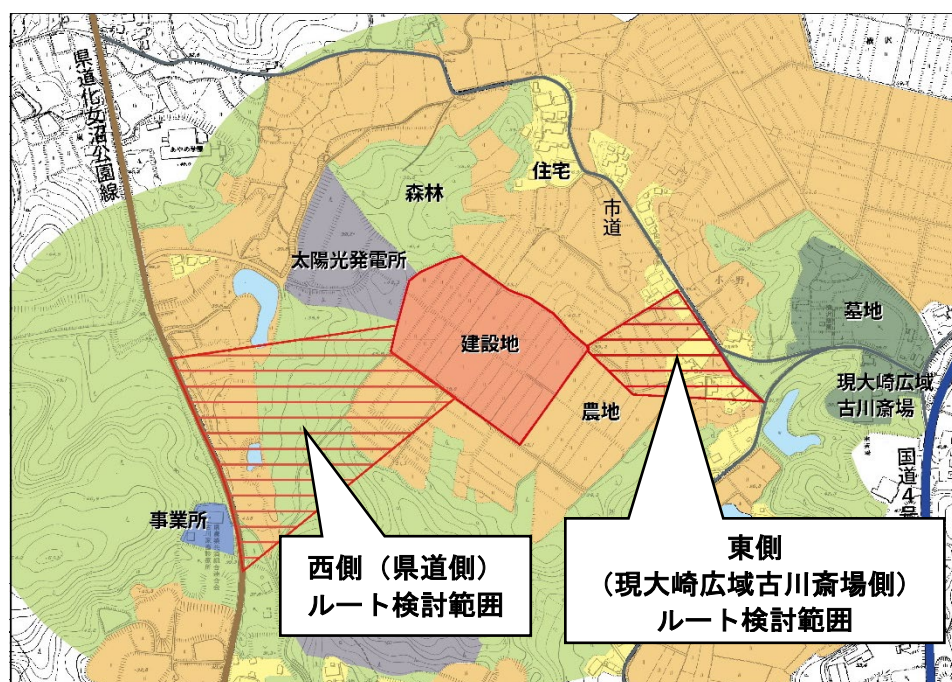


図 11 接続道路の位置

7-2-2 道路と周辺状況の把握

(1) 接続先道路概要

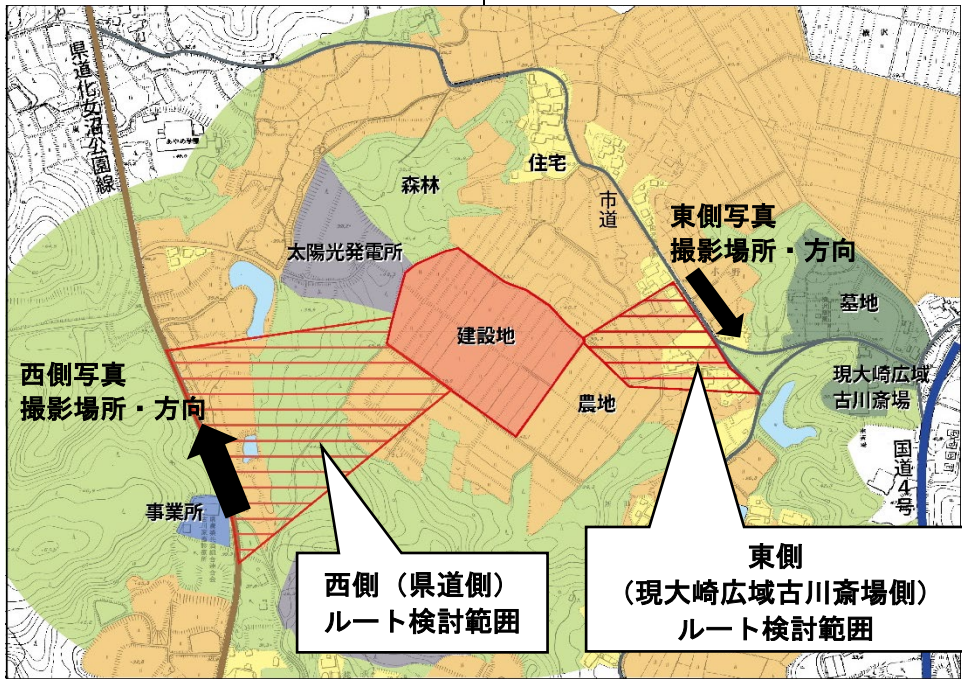
西側の県道 266 号については、道路交通センサス H27 より交通量が 4000 台未満/日※であること、道路台帳より区分が地方部の平地部であることから、道路構造令（H27）P4.5 より第 3 種第 3 級と判断した。

東側の市道については、現況利用状況から、交通量が 500 台未満/日であることが推察されるため、同様に第 3 種第 5 級と判断した。

計画交通量 (単位 1 日につき台)		20,000 以上	4,000 以上	1,500 以上	500 以上	500 未満
道路の 種 類	道路の存する 地域の地形	20,000 以上	4,000 以上	1,500 以上	500 以上	500 未満
		20,000 未満	4,000 未満	1,500 未満	500 未満	500 未満
一般国道	平地部	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級
	山地部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 5 級
都道府県道	平地部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 5 級
	山地部	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 5 級	第 5 級
市町村道	平地部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 5 級
	山地部	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 5 級	第 5 級

道路の存する地域		地方部	都市部
高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	高速自動車国道及び自動車専用道路	第 1 種	第 2 種
	その他の道路	第 3 種	第 4 種

表 59 接続先道路概要

	西側：県道 266 号 (県道化女沼公園線) 第 3 種第 3 級	東側：市道 第 3 種第 5 級
種別	第 3 種第 3 級	第 3 種第 5 級
写真		
土地利用		

※ 昼間 12 時間交通量 2928 台/12 時間 × 昼夜率 1.28 ≒ 3748 台/日 道路構造令の解説と運用（H27.6）P142

(2) 交差点交通解析

接続県道・市道の現況交通量および計画道路西側の計画交通量について下記に示す。

①交通量一覧とピーク時間帯

表 60 交通量一覧

■県道側交通量

上り・下	区車 分種	時間帯別自動車類交通量（台/時）												合計 (台)
		7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	
上り	小型	111	142	107	95	106	80	103	83	107	125	142	81	1282
	大型	8	17	11	13	13	9	19	10	9	15	7	3	134
	小計	119	159	118	108	119	89	122	93	116	140	149	84	1416
下り	小型	187	144	107	112	102	93	111	84	100	121	140	85	1386
	大型	9	12	14	9	15	8	20	8	12	10	3	6	126
	小計	196	156	121	121	117	101	131	92	112	131	143	91	1512
上下合計		315	315	239	229	236	190	253	185	228	271	292	175	

■斎場側交通量

上り・下	区車 分種	時間帯別自動車類交通量（台/時）												合計 (台)
		7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	
上り	小型	0	0	168	84	42	84	42	168	84	0	10	0	682
	大型	0	0	8	4	2	4	2	8	4	0	0	0	32
	小計	0	0	176	88	44	88	44	176	88	0	10	0	714
下り	小型	0	10	0	84	126	42	84	84	84	168	0	0	682
	大型	0	0	0	4	6	2	4	4	4	8	0	0	32
	小計	0	10	0	88	132	44	88	88	88	176	0	0	714
上下合計		0	10	176	176	176	132	132	264	176	176	10	0	
算定 根拠	1会葬あたり 台数（台/件）	会葬件数（件/時）												
上り 入	42			4	2	1	2	1	4	2	0			
	2			4	2	1	2	1	4	2	0			
下り 出	42			0	2	3	1	2	2	2	4			
	2			0	2	3	1	2	2	2	4			

■全方向交通量

全方向交差点 流入台数合計	315	325	415	405	412	322	385	449	404	447	302	175	
------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

ピーク

■東側市道からの交通量

16 台（利用時間帯の推定は不可能であるため、ピーク時間帯に加算し解析を行う）

②交通量算定根拠

- ・ 県道 266 号 … 道路交通センサス H27^{※1}
 - ・ 斎場進入路 … 斎場集中日のタイムテーブル、駐車場規模算定値
 - ・ 東側市道 … 集落に点在する世帯数および 1 世帯あたりの自動車保有台数より想定
- ※将来増設となった場合の最大パターンを仮定し算定する。

表 61 交通量算定根拠

斎場集中日のタイムテーブル【東部 最大15.5≒16件の火葬】

	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
1号炉	告	火葬・冷却		取	①	告	火葬・冷却		取	⑦	告	火葬・冷却		取	⑪		
2号炉							告	火葬・冷却		取	⑨	告	火葬・冷却		取	⑮	
3号炉		告	火葬・冷却		取	③					告	火葬・冷却		取	⑬		
4号炉				告	火葬・冷却		取	⑥	告	火葬・冷却		取	⑩				
5号炉	告	火葬・冷却		取	②						告	火葬・冷却		取	⑫		
6号炉			告	火葬・冷却		取	⑤					告	火葬・冷却		取	⑮	
7号炉		告	火葬・冷却		取	④	告	火葬・冷却		取	⑧	告	火葬・冷却		取	⑭	
進入		4 件		2 件		1 件		2 件		1 件		4 件		2 件		0 件	
退出		0 件		2 件		3 件		1 件		2 件		2 件		2 件		4 件	

斎場駐車場規模算定値

上り・下り	車 種 区 分	1 会葬あたり駐車台数	従業員台数
上り（会葬開始時・進入）	小 型 車	42 台	10 台
	大 型 車	2 台	0 台
下り（会葬終了時・退出）	小 型 車	42 台	10 台
	大 型 車	2 台	0 台

斎場交通量算定の方針

①「1 会葬あたり駐車台数」のうち小型車は、1 会葬あたり平均的乗用車台数（会葬者用）：小型車 40 台に、身障者用 1 台、斎主用車両 1 台を含んだ値：42 台とする。
身障者用車両は駐車台数：6 台をピーク時の会葬件数：6 件で割り、1 台とした。
斎主用車両は駐車台数：7 台をピーク時の会葬件数：6 件で割り、1 台とした。

②「1 会葬あたり駐車台数」のうち大型車は、マイクロバスの値を使用する。
マイクロバスは H24 基本計画において 10 台の駐車スペースを設けることとされており、ピーク時の会葬件数 6 件で割ることにより、1 会葬あたりの駐車台数を 2 台とした。

③従業員用車両は通常、業務中の出入りが無いことを想定し、1 会葬あたり駐車台数には計上しない。
ただし、交通量としては業務前後の 8 時台、17 時台にそれぞれ 10 台計上した。

④交通量は 1 会葬あたり駐車台数に 1 時間ごとの会葬件数（進入・退出それぞれ）を掛け合わせ算出した。

東側市道からの交通量算定の方針

計画市道の利用が想定される車両台数を、世帯数に 1 世帯あたりの自動車保有台数（宮城県）を乗じて算出すると、15.564 台となる。
よって 15.564 台≒16 台とする。

宮城県の1世帯あたりの自動車保有台数	1.297台
計画市道の利用が想定される範囲に含まれる世帯数	12世帯
利用想定範囲内の自動車台数（想定）	15.564台

※1 R2.3.3 に環境影響調査の一環で交通量調査を実施したが、全ての時間帯で道路交通センサス H27 の方が交通量が多いため、センサス交通量を交通容量算定に用いることとした。

③交通量解析

周辺住宅等の市道利用想定台数を考慮し、一時停止制御交差点の方向別交通流の横断可能容量検討を行った。

右折レーンの必要性に着目し、県道の大崎市市街地側からの来場割合を 100%とし、10 分間集中時について検討した結果、いずれも右折レーン無しでも捌ける交通量であった。

表 62 交通量解析結果

検討条件	交通量図	横断可能容量、評価																																													
長者原 SIC 側来場車 (右図②) 0% 国道 4 号側来場車 (右図①) 100% <u>斎場の出入が 10 分間 に集中した場合</u> <u>周辺住宅等の 市道利用を想定</u>	② 至 長者原SIC (一)化女沼公園線 0 (0) 16 (2) ③ 至 斎場 0 (0) 88 (4) 16 (2) 192 (8) 交通量(台/10分) ()内は大型車 ① 至 国道4号 (県道 直進は一定)	<table><tr><th>No</th><th>実交通量 Mn (台/時)</th><th>Vc (台/時)</th><th>tc (秒)</th><th>tf (秒)</th><th>交通容量 Cp (台/時)</th><th>交通容量差 Cp-Mn</th><th>交通容量比 Mn/Cp</th><th>評価</th></tr><tr><td>1</td><td>192</td><td>16</td><td>4.1</td><td>2.2</td><td>251</td><td>59</td><td>0.765</td><td>OK</td></tr><tr><td>2</td><td>88</td><td>16</td><td>6.2</td><td>3.3</td><td>160</td><td>72</td><td>0.550</td><td>OK</td></tr><tr><td>3</td><td>0</td><td>224</td><td>7.1</td><td>3.5</td><td>21</td><td>21</td><td>0.000</td><td>OK</td></tr><tr><td>混1</td><td>88</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>160</td><td>72</td><td>0.550</td><td>OK</td></tr></table> No.1 : 主道路(流入部① (一)化女沼公園線, 至 国道4号)からの右折 No.2 : 従道路(流入部③ 斎場進入路)からの左折 No.3 : 従道路(流入部③ 斎場進入路)からの右折 No.混1: 従道路(流入部③ 斎場進入路)左右混用車線 <u>⇒右折レーン無しで捌ける</u>	No	実交通量 Mn (台/時)	Vc (台/時)	tc (秒)	tf (秒)	交通容量 Cp (台/時)	交通容量差 Cp-Mn	交通容量比 Mn/Cp	評価	1	192	16	4.1	2.2	251	59	0.765	OK	2	88	16	6.2	3.3	160	72	0.550	OK	3	0	224	7.1	3.5	21	21	0.000	OK	混1	88	-	-	-	160	72	0.550	OK
No	実交通量 Mn (台/時)	Vc (台/時)	tc (秒)	tf (秒)	交通容量 Cp (台/時)	交通容量差 Cp-Mn	交通容量比 Mn/Cp	評価																																							
1	192	16	4.1	2.2	251	59	0.765	OK																																							
2	88	16	6.2	3.3	160	72	0.550	OK																																							
3	0	224	7.1	3.5	21	21	0.000	OK																																							
混1	88	-	-	-	160	72	0.550	OK																																							

なお、道路構造令の解説と運用^{※1}によれば、「第3種第4級、第3種第5級、第4種第3級、第4種第4級の道路にあって当該道路および交差道路のピーク時の処理能力に十分余裕がある場合」には右折レーンを設置しないことができる。ただし、県道 266 号は第3種第3級であり右折レーンは必要とされるが、設置については交通管理者と協議のうえ決定する。

7-2-3 道路概略計画条件

道路構造令の解説と運用^{※1}より、道路種別を下記の通り設定した。その他の接続道路の計画条件を資料編に示す。

斎場計画地西側：第3種4級 斎場計画地東側：第3種5級

7-2-4 交差点概略計画条件

道路構造令の解説と運用および平面交差の計画と設計基礎編^{※2}より設定した接続道路に対する計画市道の交差点条件を資料編に示す。

7-2-5 道路線形・ルート of 検討

東西の接続道路について、線形・ルート of 検討を行った。各比較表を以降に示す。

※1 道路構造令の解説と運用 (公益社団法人日本道路協会 H27.6)

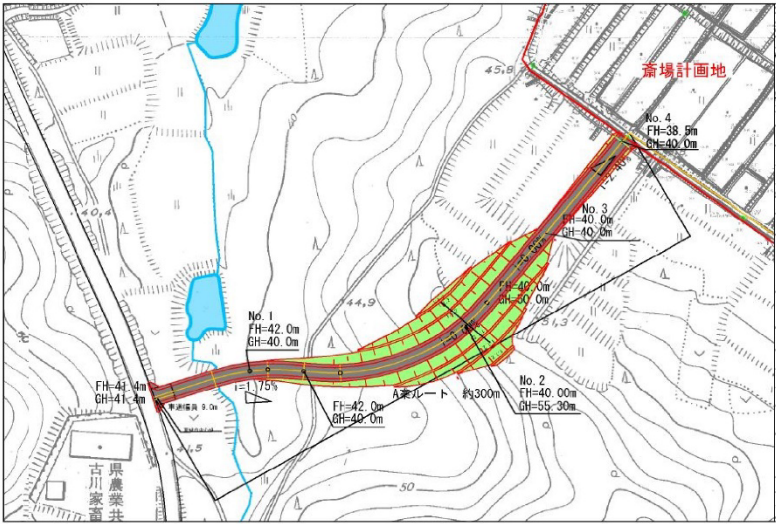
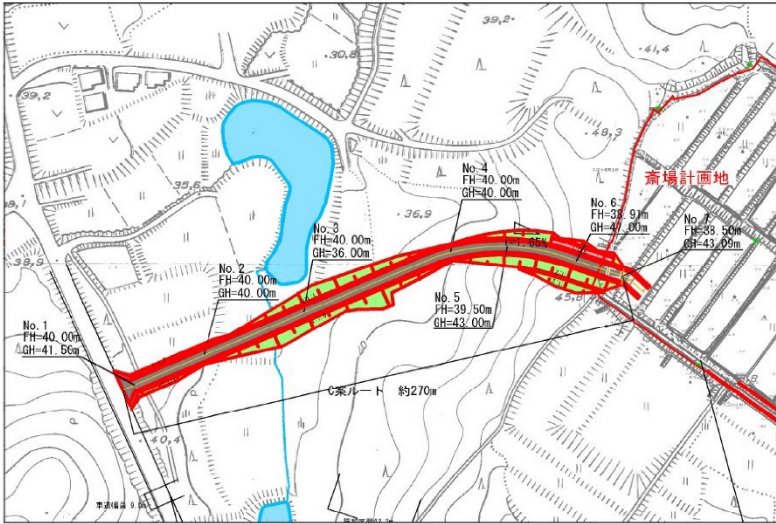
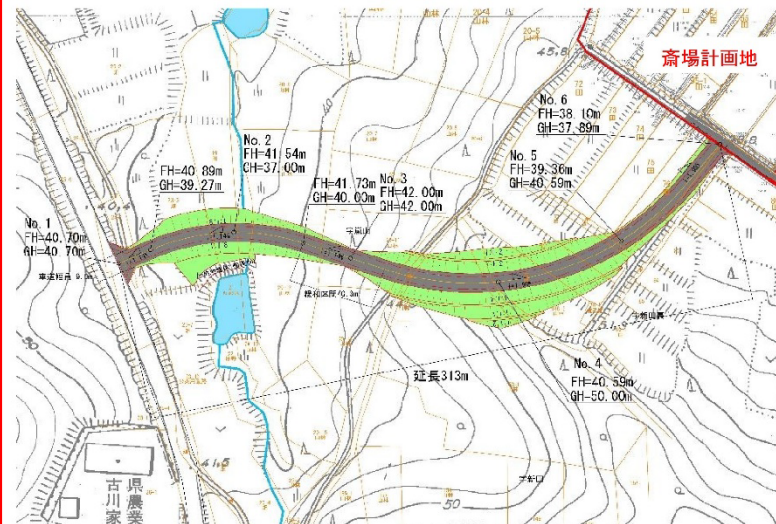
※2 平面交差の計画と設計基礎編 (一般社団法人交通工学研究会 H30.11)

(1) 西側市道ルートと比較検討

西側ルートについて、県道化女沼公園線からの新設交差点による安全な接続を基本とするとともに、計画地を含めた全体造成の土量バランス（工事費縮減）を図ることを前提条件として比較検討を行った。その結果、C案を採用することとした。

B案については、「H28.2_新斎場建設候補地選定結果_報告書」において記載されているアクセスルート案を踏襲した案としている。

表 63 西側市道ルート比較検討表

評価項目	選定ルート		
	A案：現況地形尊重案	B案：建設候補地選定想定案	C案：交差点視距確保案
市道ルート案			
構 造	第3種第4級、設計速度30 (km/h)、幅員9.0m（保護路肩を含む）		
土地利用 法 規 制	・農振農用地（両側水田）有 ・地域森林計画対象民有林 有 ・埋蔵文化財包蔵地 要確認（嵐山遺跡等）	・地域森林計画対象民有林 有 ・埋蔵文化財包蔵地 要確認（嵐山遺跡等）	・農振農用地（両側水田）有 ・地域森林計画対象民有林 有 ・埋蔵文化財包蔵地 要確認（嵐山遺跡等）
現況県道 との交差点	①接 続 線 形 ②県道側視距 ③交差点間隔 ④右 折 車 線	①接 続 線 形 ②県道側視距 ③交差点間隔 ④右 折 車 線	①接 続 線 形 ②県道側視距 ③交差点間隔 ④右 折 車 線
	現況県道南側：曲線的な線形 現況県道北側：直線的な線形 計 画 市 道 側：直線的な線形 計算上道路構造令を満足しているが、県道南側で縦断勾配が6%以上有る等の課題がある 南側太陽光発電所の進入路有 →道路構造令を満たさない可能性 既存施設があり設置に支障有	現況県道側：直線的な線形 計画市道側：直線的な線形 道路構造令を満足 道路構造令を満足できない （北側交差点まで約65m） 設置に支障無	現況県道側：直線的な線形 計画市道側：曲線的な線形 （道路構造令を満足する範囲での曲線） 道路構造令を満足 道路構造令を満足 設置に支障無
造成条件	①切 土 量 ②盛 土 量 ③擁壁の有無 ④斎場計画地 への土量確保	①切 土 量 ②盛 土 量 ③擁壁の有無 ④斎場計画地 への土量確保	①切 土 量 ②盛 土 量 ③擁壁の有無 ④斎場計画地 への土量確保
	約39,940m³ 0m³ 無 多く確保可能	約6,770m³ 約4,000m³ 約34m もたれ式擁壁を要する 確保不可能	約18,100m³ 約4,660m³ 無 確保可能
評 価	視距に課題があり、道路構造令を満たさない可能性がある ×	視距に課題はないものの、交差点間隔で道路構造令を満たさない ×	道路構造令を満足 ○

※ 1/2500 都市計画図をベースとして計画。
※ 県道規格は、道路交通センサス H27 より交通量が 4000 台未満であること、道路台帳より区分が地方部の平地部であることから、道路構造令（H27）P4.5 右表より 3 種 3 級と判断。
※ 権利者数には道、水を含まない。
※ 県道の所要交差点間隔 (m)＝現況の設計速度 50(km/h)×片側車線数 1 車線×2＝100(m)

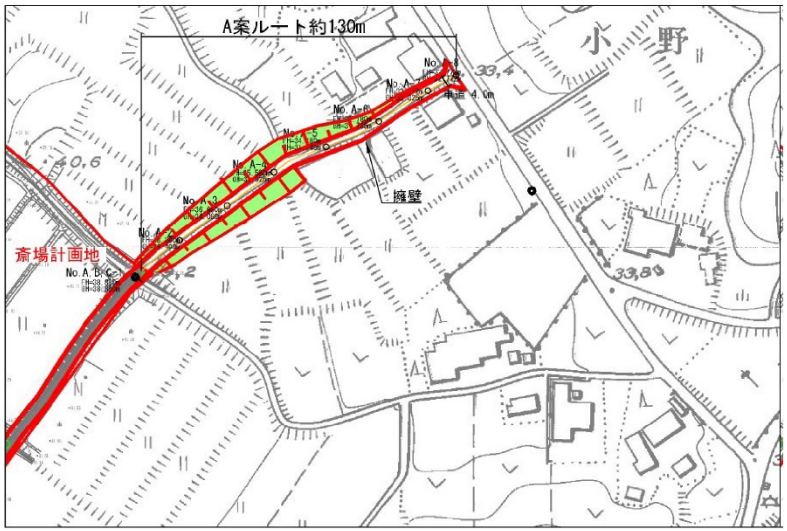
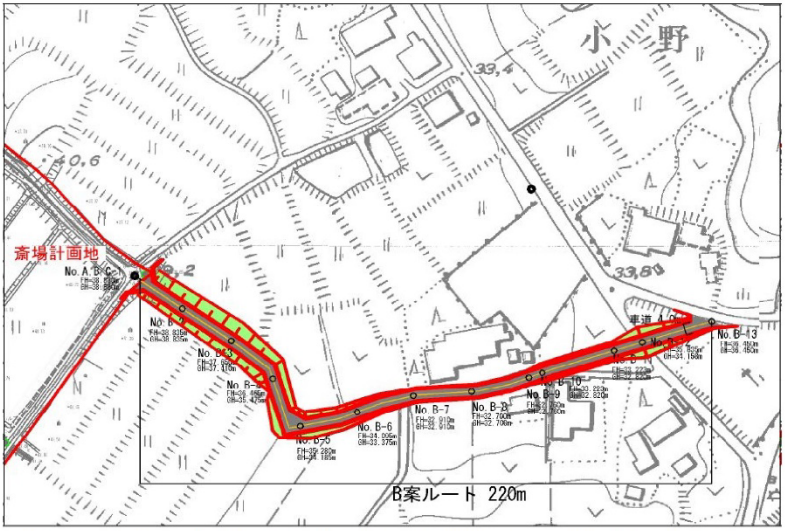
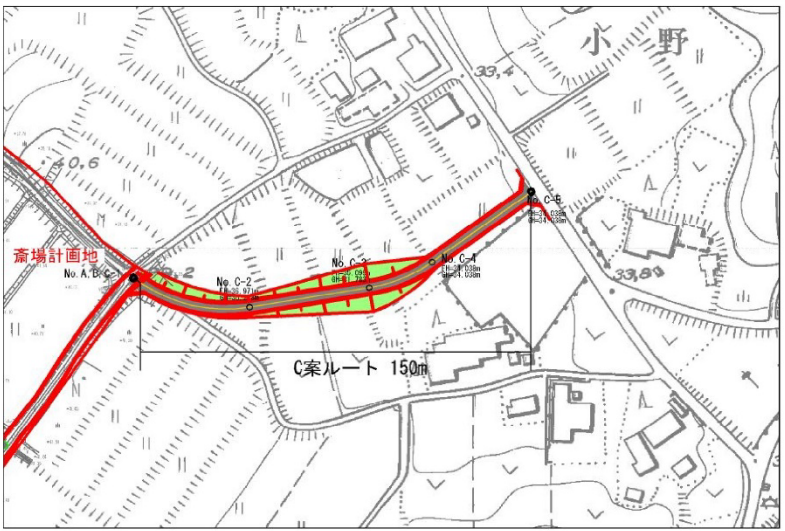
道路の存する地域		地 方 部	都 市 部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別		第 1 種	第 2 種
高 速 自 動 車 国 道 及 び 自 動 車 専 用 道 路		第 3 種	第 4 種
そ の 他 の 道 路		第 3 種	第 4 種

三 第 3 種の道路		計画交通量 (単位 1 日につき台)				
道路の 種 類	道路の存する 地域の地形	20,000 以上	4,000 以上 20,000 未満	1,500 以上 4,000 未満	500 以上 1,500 未満	500 未満
		第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級
一般国道	平 地 部	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級
	山 地 部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 6 級
都道府県道	平 地 部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 6 級
	山 地 部	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 6 級	第 7 級
市町村道	平 地 部	第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 6 級
	山 地 部	第 3 級	第 4 級	第 5 級	第 6 級	第 7 級

(2) 東側市道ルートと比較検討

東側ルートについて、現道（農道）拡幅を前提として2案（A・B）、その中間に接続する1案（C）の計3案で比較検討を行った。その結果C案を採用することとした。

表 64 東側市道ルート比較検討表

評価項目	選定ルート		
	A案：最短ルート案	B案：南側迂回案	C案：宅地回避案
市道ルート案			
構造	第3種第5級、設計速度20(km/h)、幅員5.0m（保護路肩を含む）		
土地利用法規制	・農振農用地（両側水田）有 ・埋蔵文化財包蔵地 要確認（小野横穴墓群、新田古墳群等）		
現況市道との交差点	①接続線形 現況市道側：直線的な線形 計画市道側：直線的な線形	①接続線形 現況市道側：曲線的な線形 計画市道側：直線的な線形 (現況の道路を分断する必要有)	①接続線形 現況市道側：直線的な線形 計画市道側：直線的な線形
	②現況市道側視距 道路構造令を満足するものの、建物等による視距に課題	②現況市道側視距 道路構造令を満足	②現況市道側視距 道路構造令を満足
	③交差点間隔 道路構造令を満足	③交差点間隔 道路構造令を満足できない	③交差点間隔 道路構造令を満足
隣接宅地への影響	隣接する作業場やため池、宅地等に影響がある。	道路整備により、宅地への出入りに段差が生じ支障をきたす。	用地が農地であるため、隣接宅地への影響は少ない。
造成条件	①切土量 ②盛土量 ③擁壁の有無	①切土量 約65㎡ ②盛土量 約790㎡ ③擁壁の有無 無	①切土量 無 ②盛土量 約1,350㎡ ③擁壁の有無 無
	④縦断勾配 計画最大縦断勾配：約7.0% →道路構造令を満たす（積雪地基準7.5%以下）	④縦断勾配 計画最大縦断勾配：約9.3% →道路構造令を満たさない	④縦断勾配 計画最大縦断勾配：約4.6% →道路構造令を満たす（積雪地基準7.5%以下）
評価	道路構造令を満たすものの勾配がきつい他、作業場等による視距の確保や隣接宅地への影響が大きい ×	道路構造令を満たさない他、宅地出入りなど隣接宅地への影響が大きい ×	既設交差点が近いものの道路構造令を満たし、隣接宅地への影響が少ない。 ○

※ 1/2500 都市計画図をベースとして計画。
※ 権利者数には道、水を含まない。
※ 所要交差点間隔(m)＝現況の設計速度 20(km/h)×片側車線数 1 車線×2＝40(m)

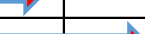
第8章 事業工程

現時点で想定する事業工程は以下のとおり。

表 65 大崎広域新斎場整備事業工程表（PFI・DBO 方式の場合）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
候補地の検討												
地権者立入調査 説明・同意												
地域説明会・地権者 同意												
基本計画策定												
地質調査等業務												
文化財試掘調査												
用地取得関係 (建設地・接続道路)												
アドバイザー業務												
施工監理												
建設工事												

表 66 大崎広域新斎場整備事業工程表（従来方式の場合）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
候補地の検討												
地権者立入調査 説明・同意												
地域説明会・地権者 同意												
基本計画策定												
地質調査等業務												
文化財試掘調査												
用地取得関係 (建設地・接続道路)												
建設基本・実施設計												
施工監理												
土木・建設工事												